

令和六年度

建設型応急住宅「ムービングハウス」の建設に関する取組資料集

令和6年度

建設型応急住宅「ムービングハウス」の
建設に関する取組資料集



一般社団法人
日本ムービングハウス協会



一般社団法人
日本ムービングハウス協会

はじめに

近年、相次ぐ大地震や大雨災害などの発生に伴い、いつ、どこで起こるかわからない災害に備え、被災地の住戸を確保することは国や自治体にとっての大きな課題となっております。

現在、主な応急仮設住宅として既存の民間賃貸住宅を借上げて提供する「賃貸型」、プレハブや木造など現地に施工する「建設型」が採用されています。

しかし、「建設型」は発災後の建設候補地の決定、施工に時間を要し、「賃貸型」は被災地域、災害の態様によっては必要数を確保できない場合があるなど、課題点も少なくありません。

一般社団法人日本ムービングハウス協会では、移動式木造住宅を利用し、被災地に迅速に供給・設置できる応急仮設住宅「ムービングハウス」の普及促進と、災害時に被災地への大量供給に備えるべく「ムービングハウス」の社会的備蓄「防災・家バンク」をスタートさせるなど「ムービングハウス」の普及活動を行っております。

その活動は、平成30年7月豪雨災害において岡山県倉敷市にて応急仮設住宅として「ムービングハウス」が採用され以降、様々な災害や感染症対策施設において「ムービングハウス」が応急仮設住宅、医療施設、災害対応施設として利用されるに至っております。

新しい災害対応施設の選択肢として「ムービングハウス」がより広く認知され、利用されると確信して、これからも「ムービングハウス」の普及、推進のための活動に邁進してまいります。

昨年までに、都道府県1道17県 政令指定都市8市と「災害時の応急仮設住宅の建設に関わる協定書」を締結して、災害時の応急仮設住宅や対応施設の迅速な提供体制を確立するとともに、平時には、都道府県を訪問して災害対策について協議し、防災訓練に参加・協力いたしております。

本資料集は、災害時の応急救助を円滑に推進するに当たり、都道府県及び救助実施市と当協会及び会員会社が行うムービングハウス建設の手順、建設計画の留意点を記載しております。

今後の災害時対応施設の建設のための参考資料として関係者においてご活用いただければ幸いです。

令和6年8月

建設型応急仮設住宅「ムービングハウス」の 建設に関する取組資料集

目次

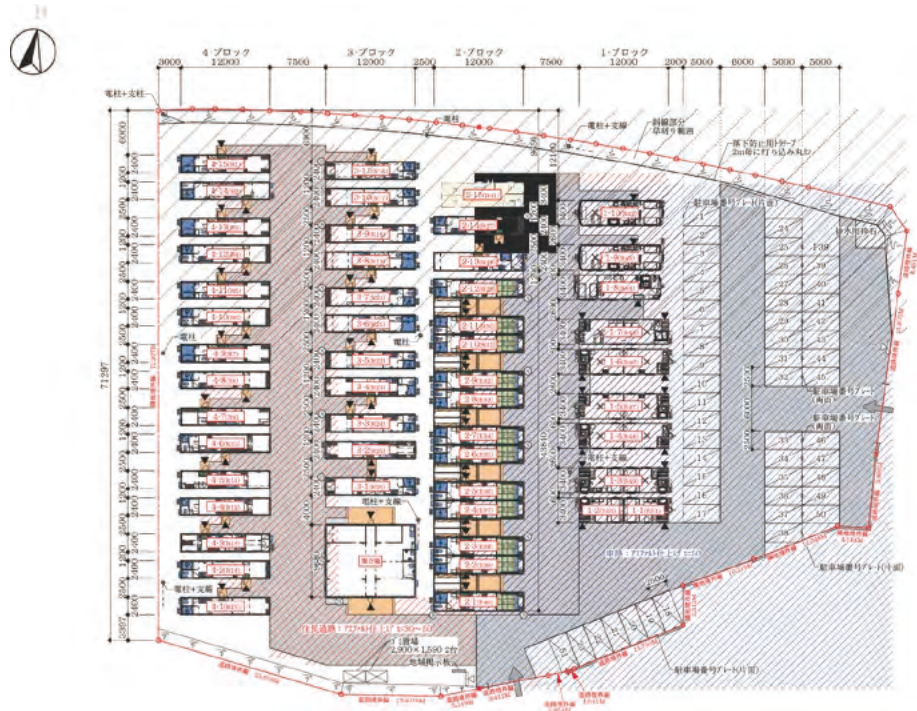
ムービングハウス建築実績	4
ムービングハウス建設業務組織図	48
日本ムービングハウス協会会員企業 代表者・担当者名簿	50
協定締結済み自治体名簿	54
ムービングハウスの建設可能戸数について	62
生産拠点所在地一覧表	66
ムービングハウス建設の事前対策から建設着工・維持管理まで	68
ムービングハウスの建設計画の留意点	74
ムービングハウス標準仕様書及び平面図	80
災害時における避難所の生活環境改善に関する提案	96
災害時におけるムービングハウスの建設に関する協定書	106
ムービングハウス建設要請文及び斡旋分案の一例	112
ムービングハウス賃貸契約書の一例	115

ムービングハウス建築実績

ムービングハウス建築実績一覧表

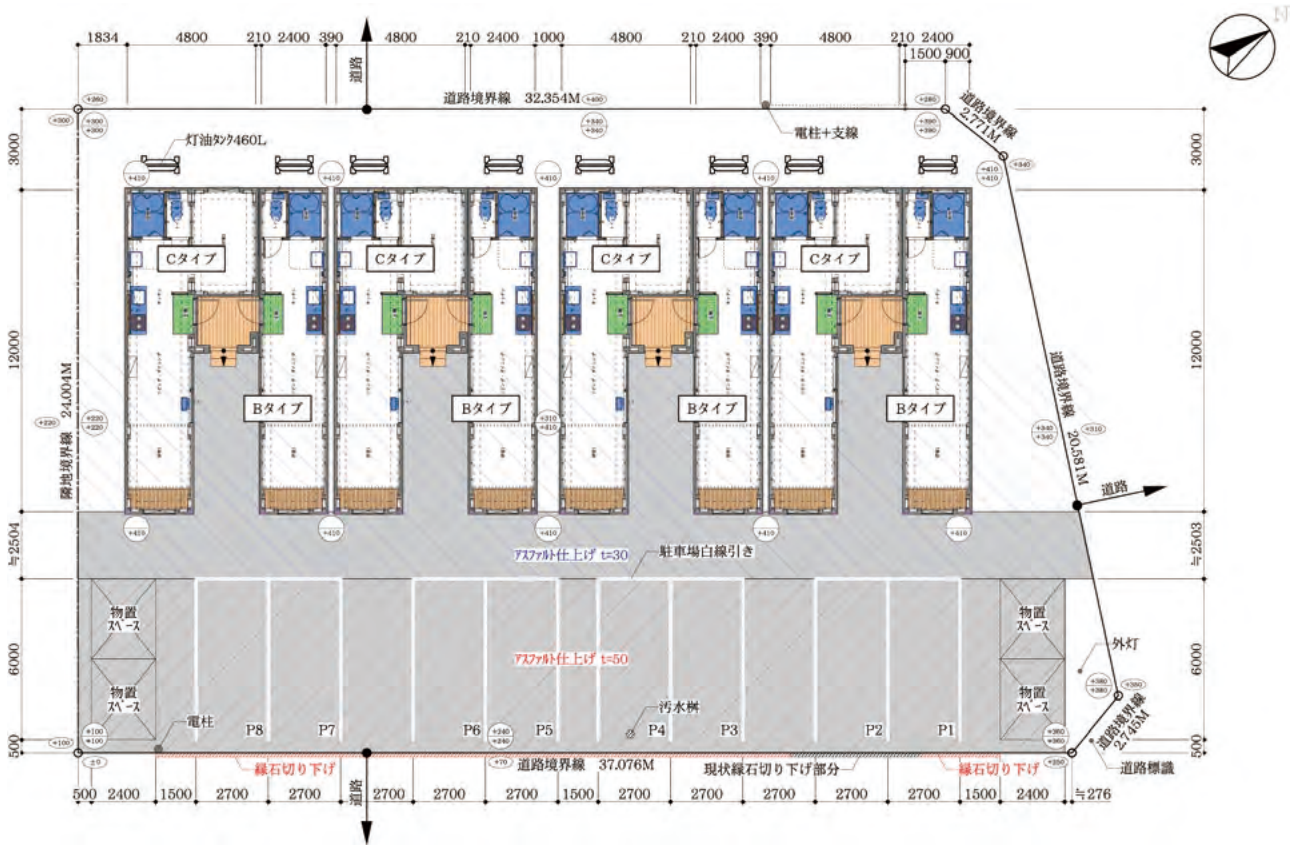
災害名	発生年月	都道府県	市町村	戸数	備考
平成 30 年 7 月豪雨	2018.7	岡山県	倉敷市	41 戸	柳井原仮設団地
平成 30 年 北海道胆振東部地震	2018.9	北海道	むかわ町	10 戸	むかわ町仮設住宅
				26 ユニット	鶴川高校仮設住宅
			安平町	9 戸	安平町被災農家敷地
令和元年東日本台風	2019.10	茨城県	常陸大宮市	9 戸	小倉地区仮設団地
令和 2 年 7 月豪雨	2020.7	熊本県	球磨村	34 戸	多目的広場仮設団地
				36 戸	さくらドーム仮設団地
令和 3 年 12 月 新型コロナ対応支援	2021.12	千葉県		50 床	千葉県感染症療養施設
令和 4 年 8 月豪雨	2022.8	新潟県	村上市	37 戸	羽ヶ榎応急仮設住宅
令和 4 年 12 月 新型コロナ対応支援	2022.12	茨城県	つくば市	210 床	つくば市感染症療養施設
令和 6 年 1 月 石川県能登半島地震 ※工事中を含む	2024.01	石川県	輪島市	90 戸	マリンタウン第 1 団地
				4 戸	漆芸仮設工房
				47 室	のと里山空港仮設宿舍
			珠洲市	76 戸	正院町第 1 団地
				19 戸	野々江町第 1 団地
				16 戸	狼煙町第 1 団地
				170 戸	蛸島町第 6 団地
				1 戸	唐笠町第 1 団地
				8 戸	上戸町第 4 団地
				12 戸	野々江町第 6 団地
				8 戸	野々江町第 7 団地
			七尾市	48 戸	能登島向田町第 1 団地
			中能登町	10 戸	二宮第 1 団地
				10 戸	能登部第 1 団地
				10 戸	良川第 1 団地
			能登町	28 室	仮設生徒寮
				1 戸	鶴町牧場団地
				1 戸	宇加塚牧場団地
				1 棟	ふじなみ第 1 団地 集会所
			穴水町	16 戸	教員仮設宿舍
志賀町	41 戸	しか第 2 団地			
東京都	青梅市	288 床	学校法人日本航空学園仮設学生寮		

倉敷市 柳井原仮設団地



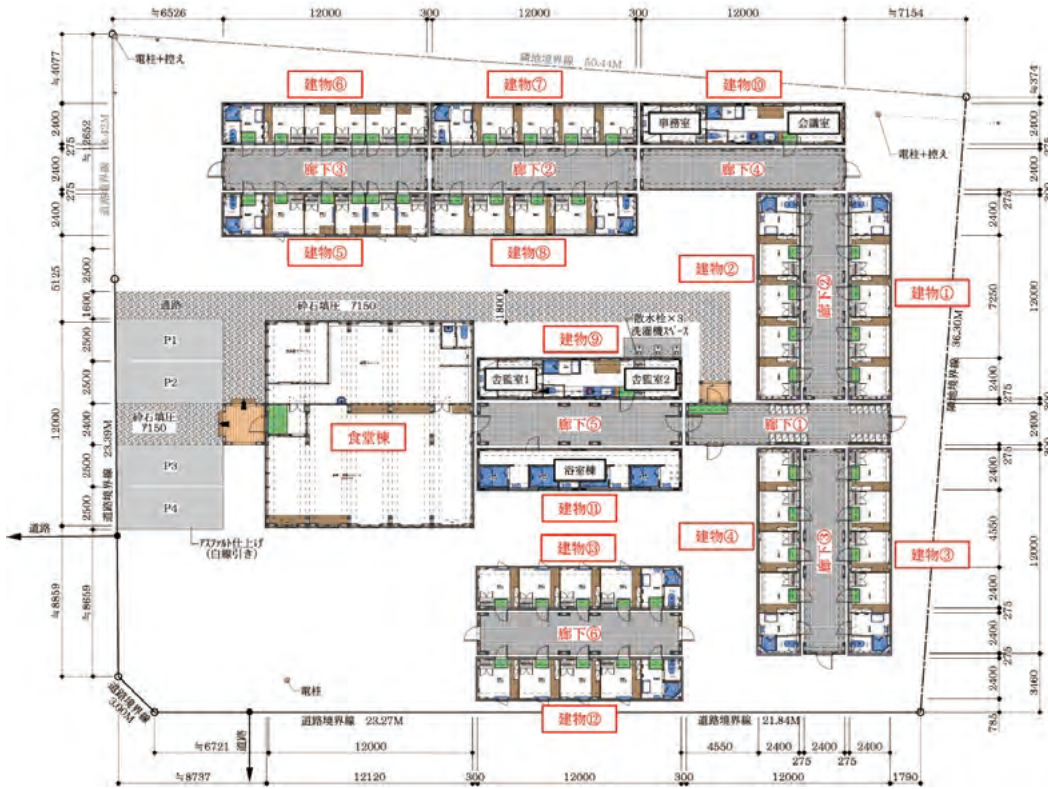


むかわ町仮設住宅





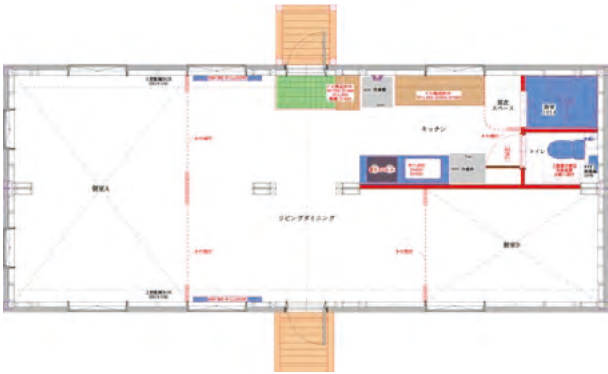
鷓川高校学生用 (共同生活型) 仮設住宅



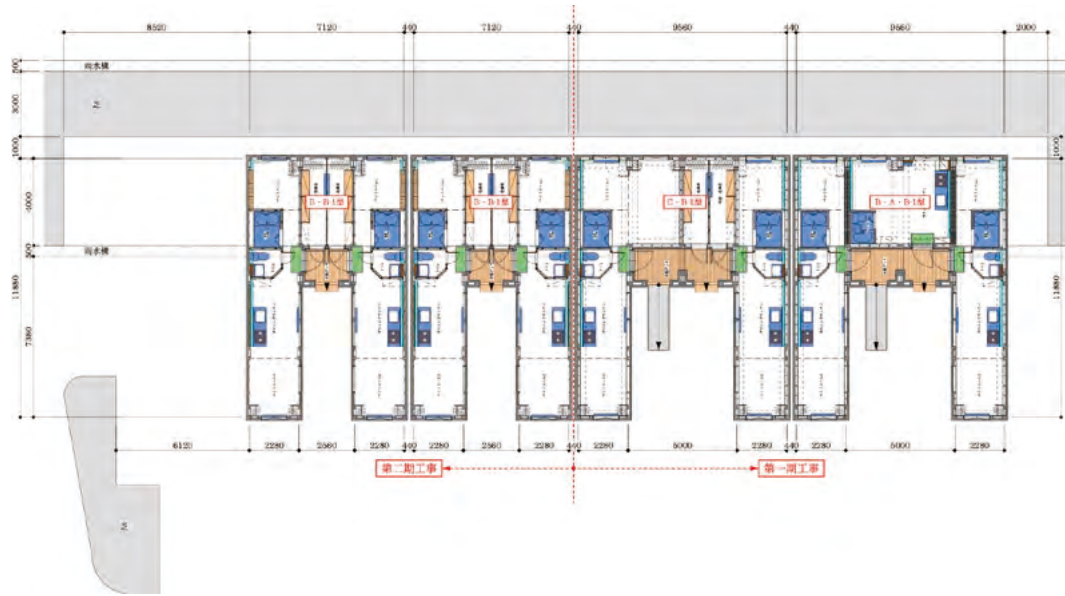


安平町被災農家仮設住宅





常陸大宮市 小倉地区仮設団地



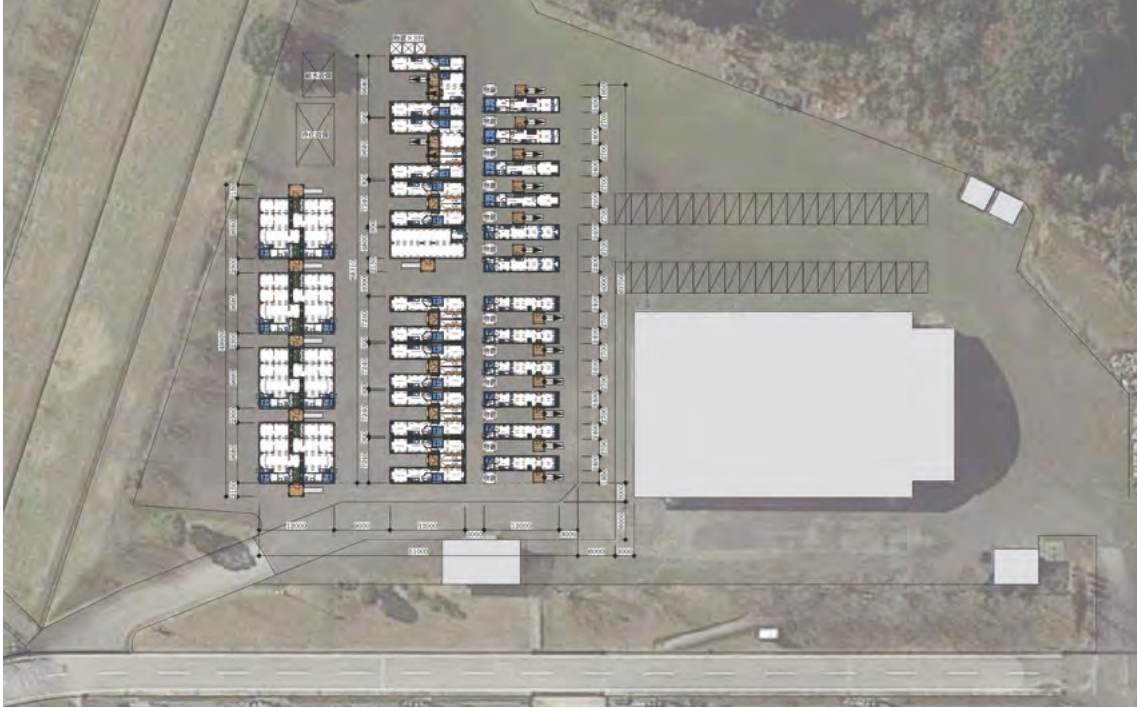


球磨村 多目的広場仮設団地



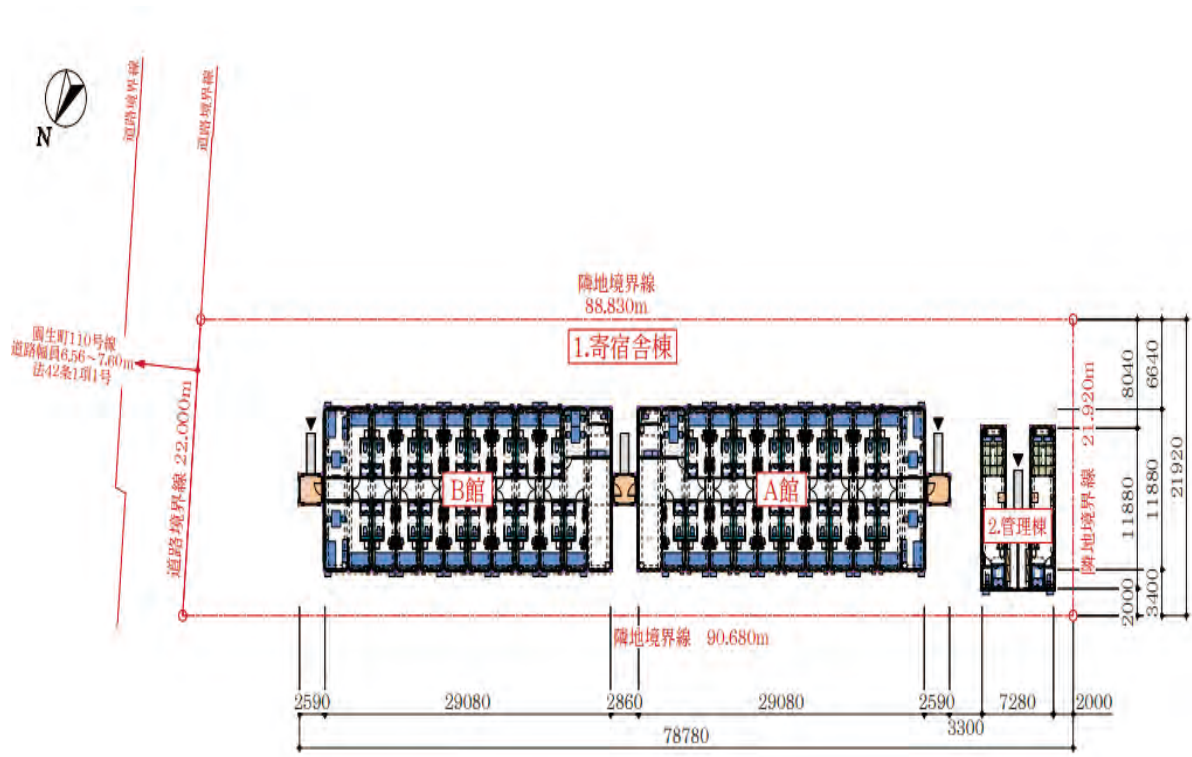


球磨村 さくらドーム仮設団地



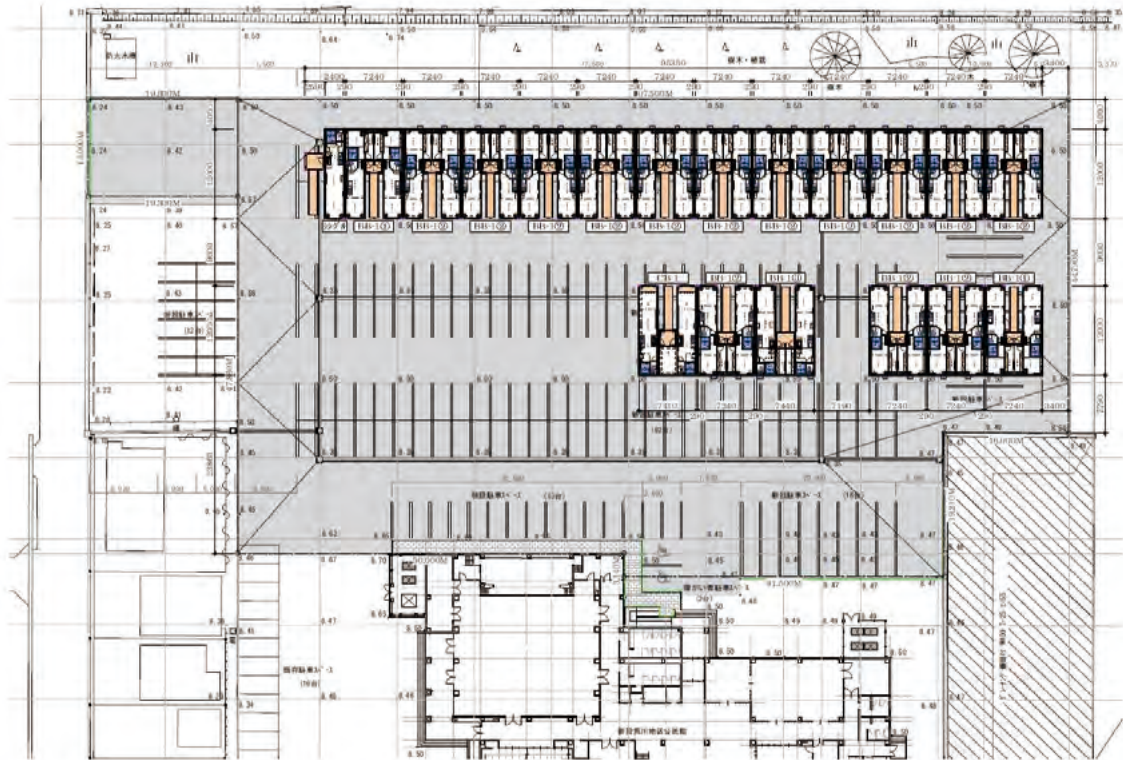


千葉県 感染症療養施設



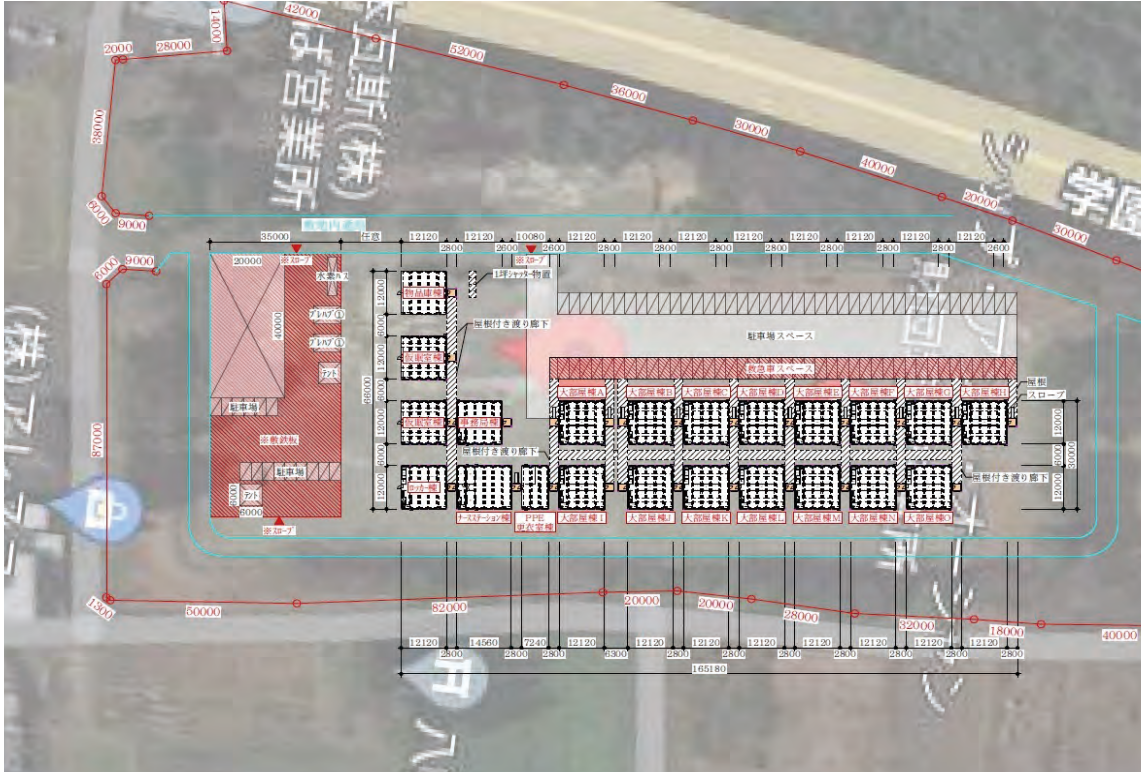


村上市 羽ヶ榎応急仮設住宅



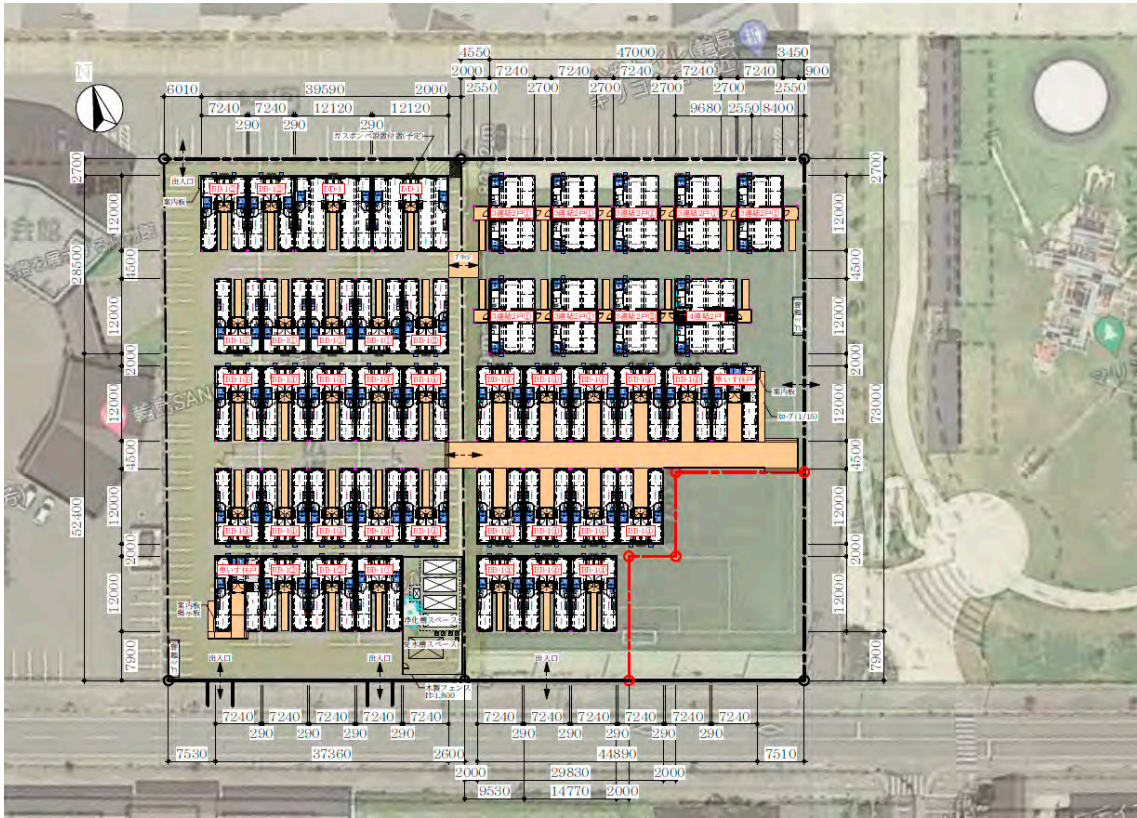


つくば市 感染症療養施設医



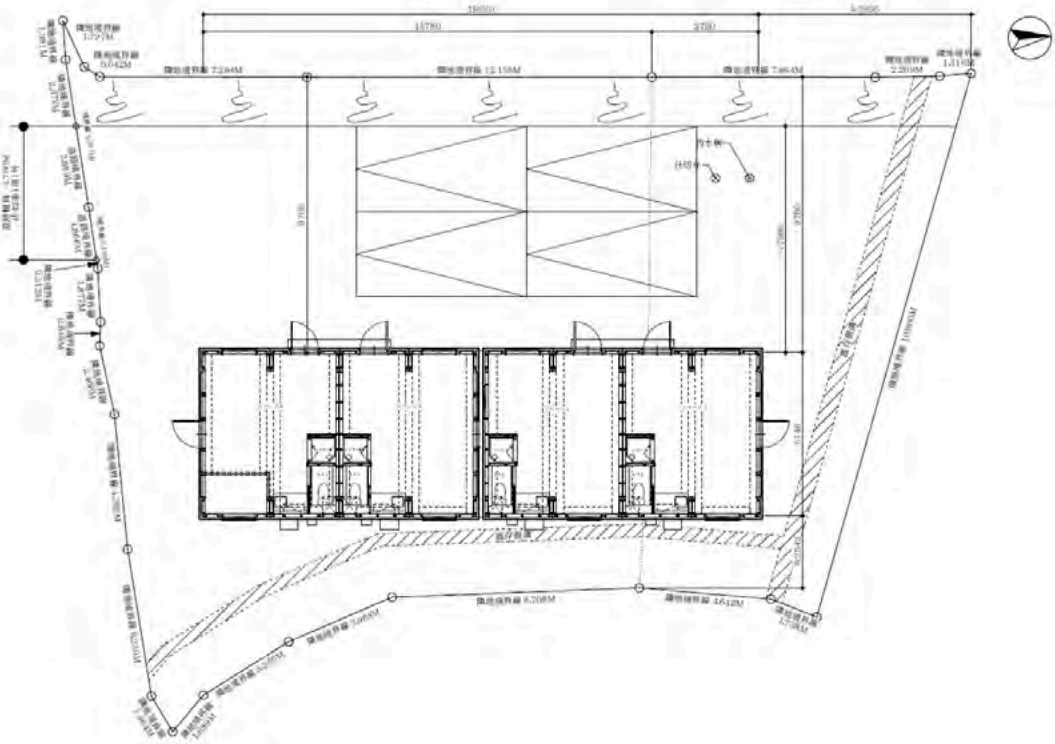


輪島市 マリントウン第1団地





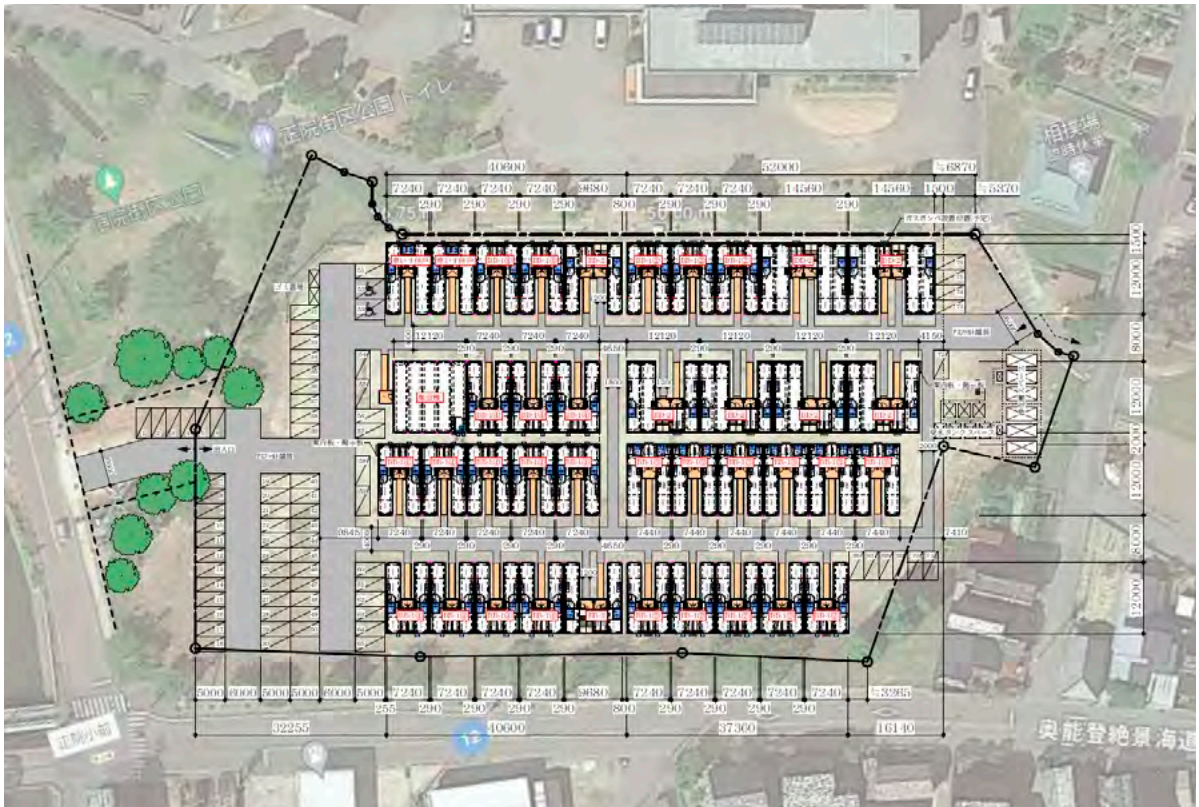
輪島市 漆芸仮設工房



輪島市 のと里山空港仮設宿舎

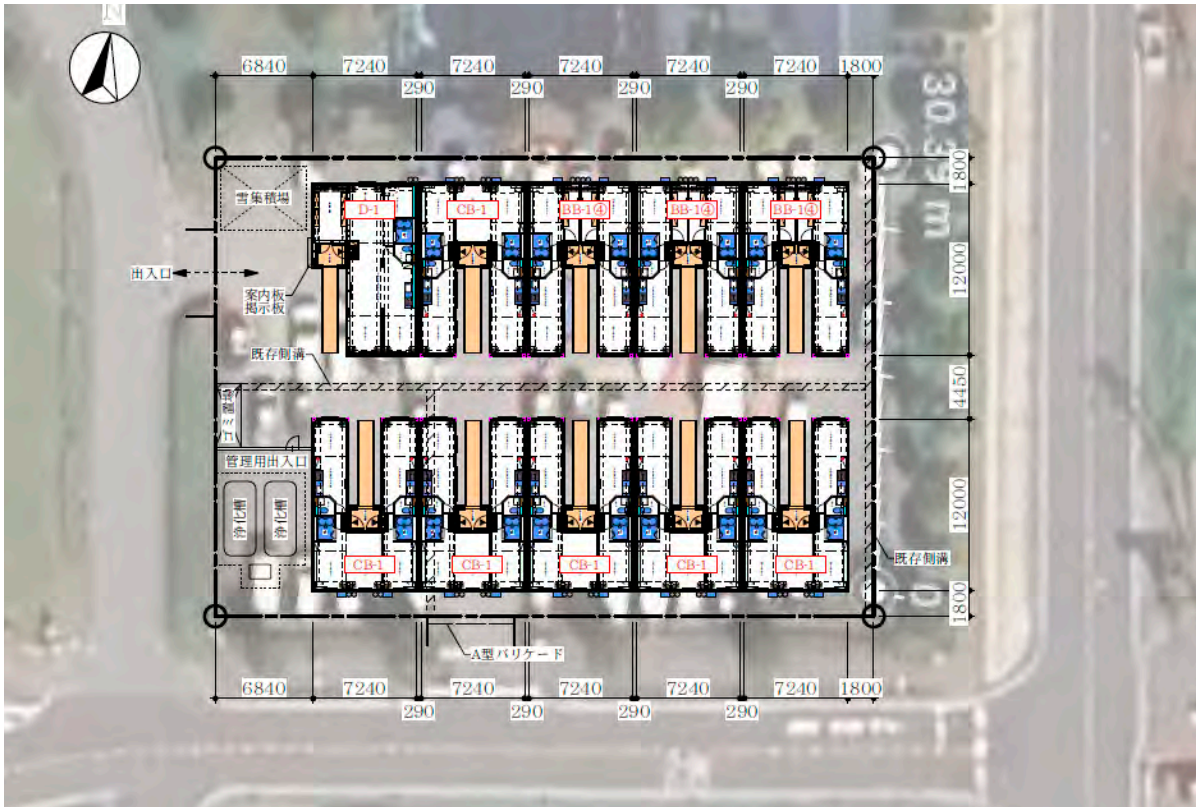


珠洲市 正院町第1団地



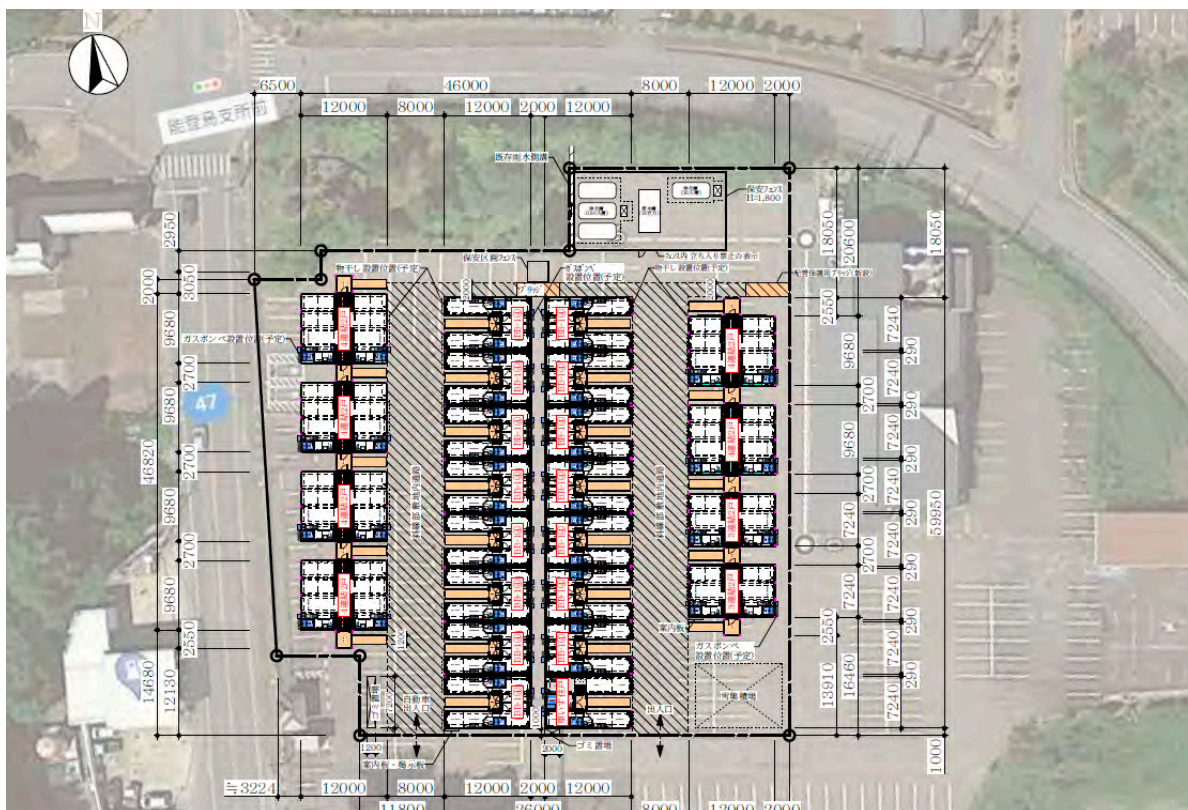


珠洲市 野々江町第1団地



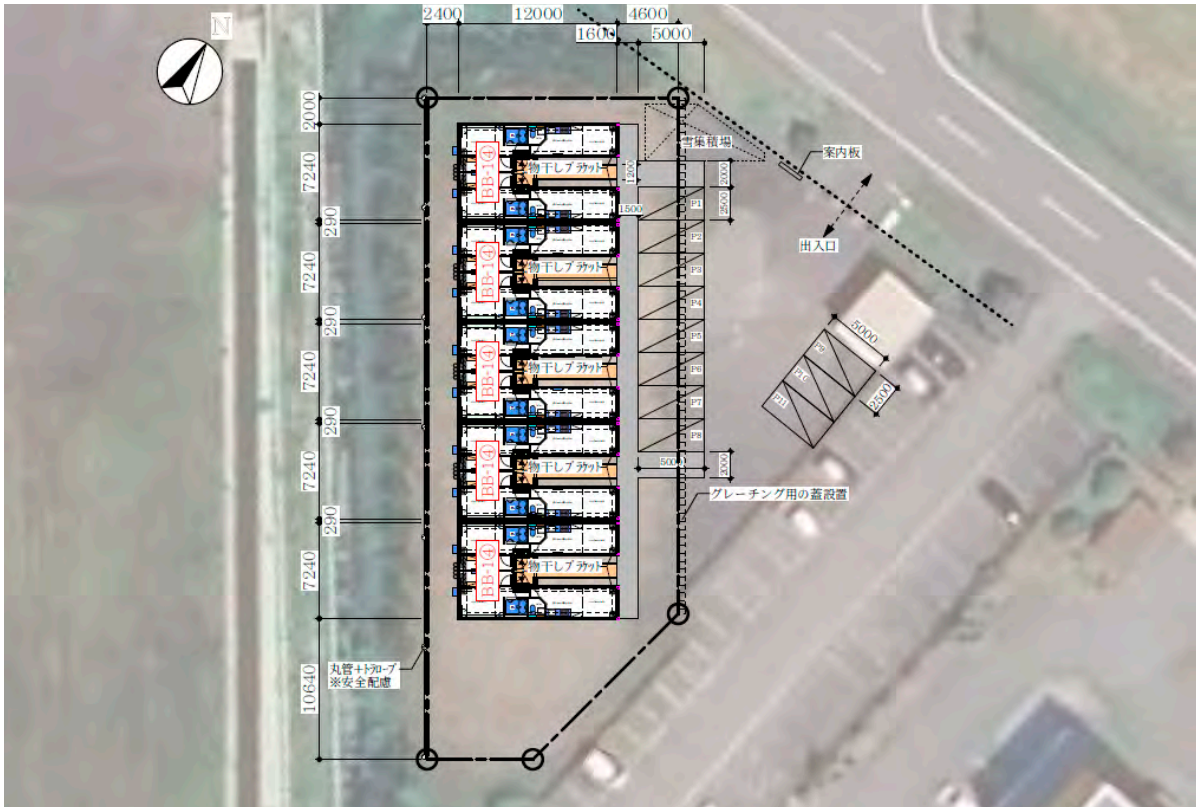


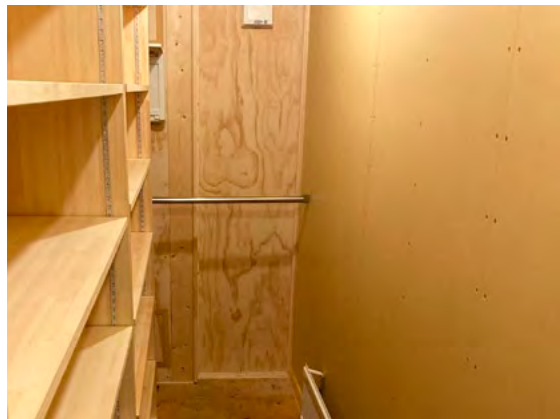
七尾市 能登島向田町第1団地



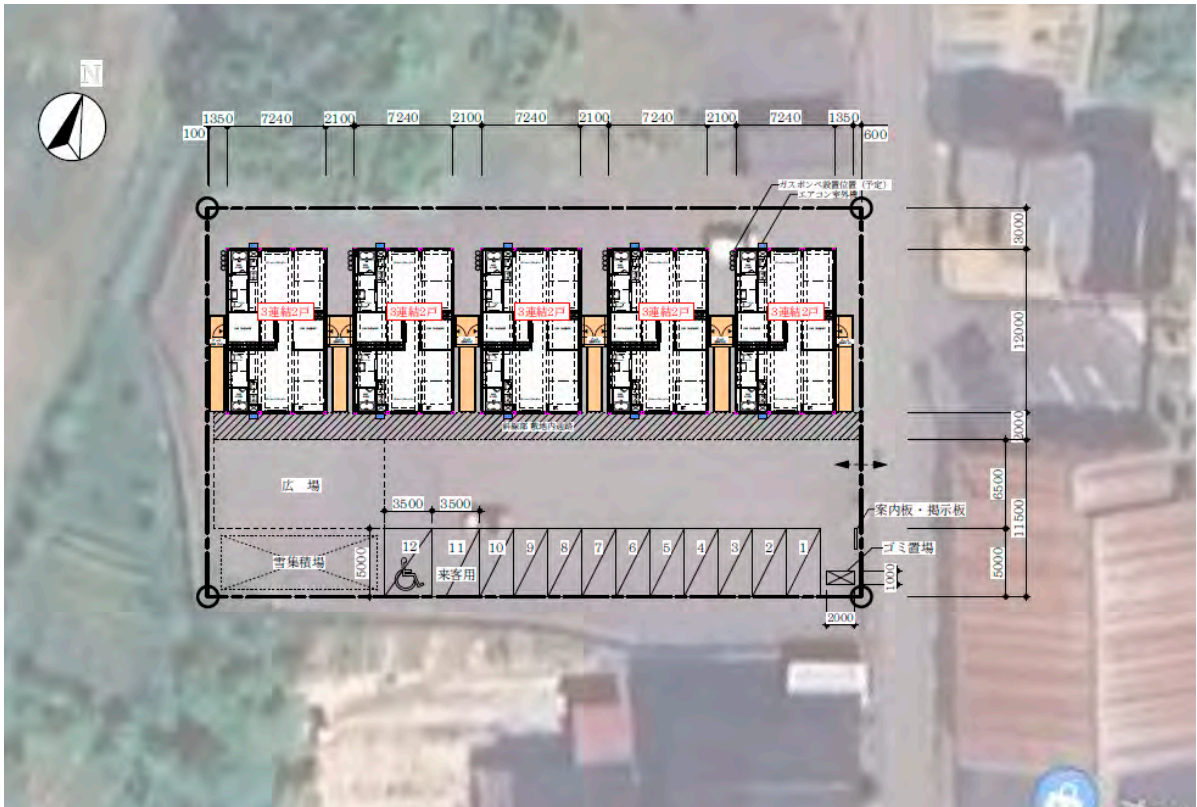


中能登町 二宮第1団地



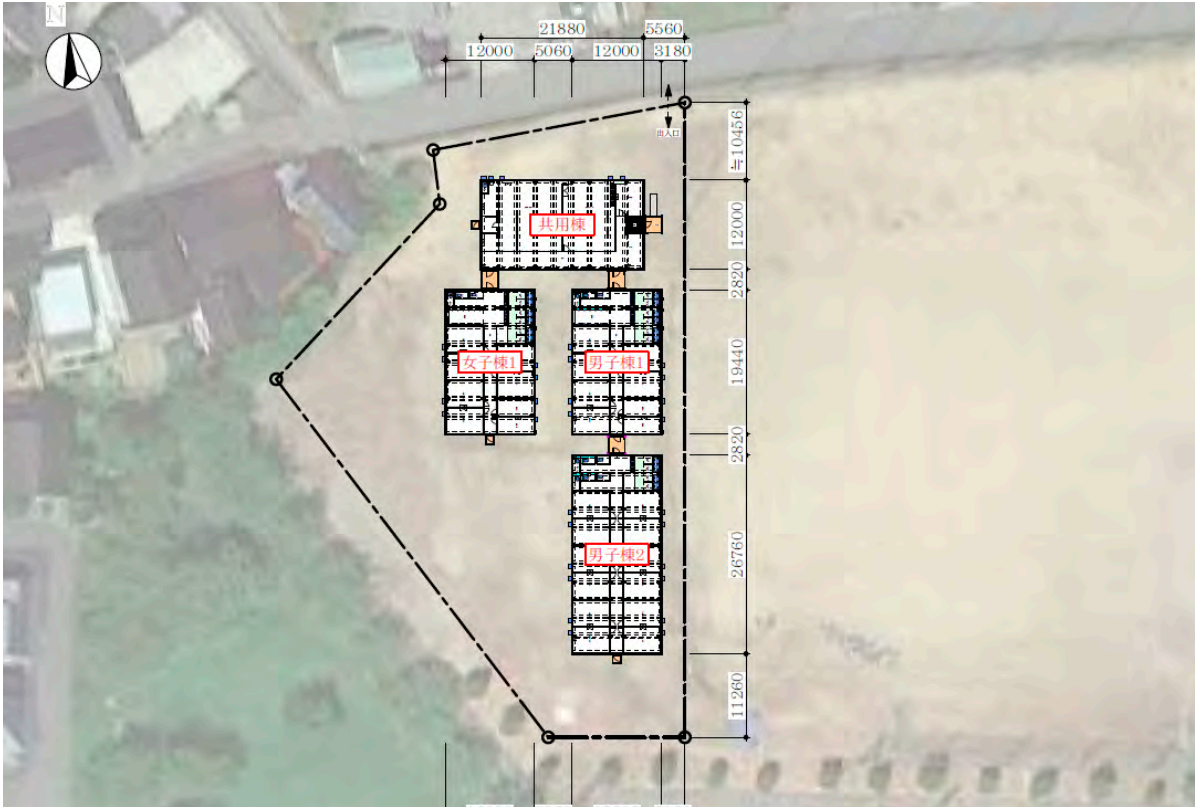


能登町 能登部第1団地





能登町 仮設生徒寮



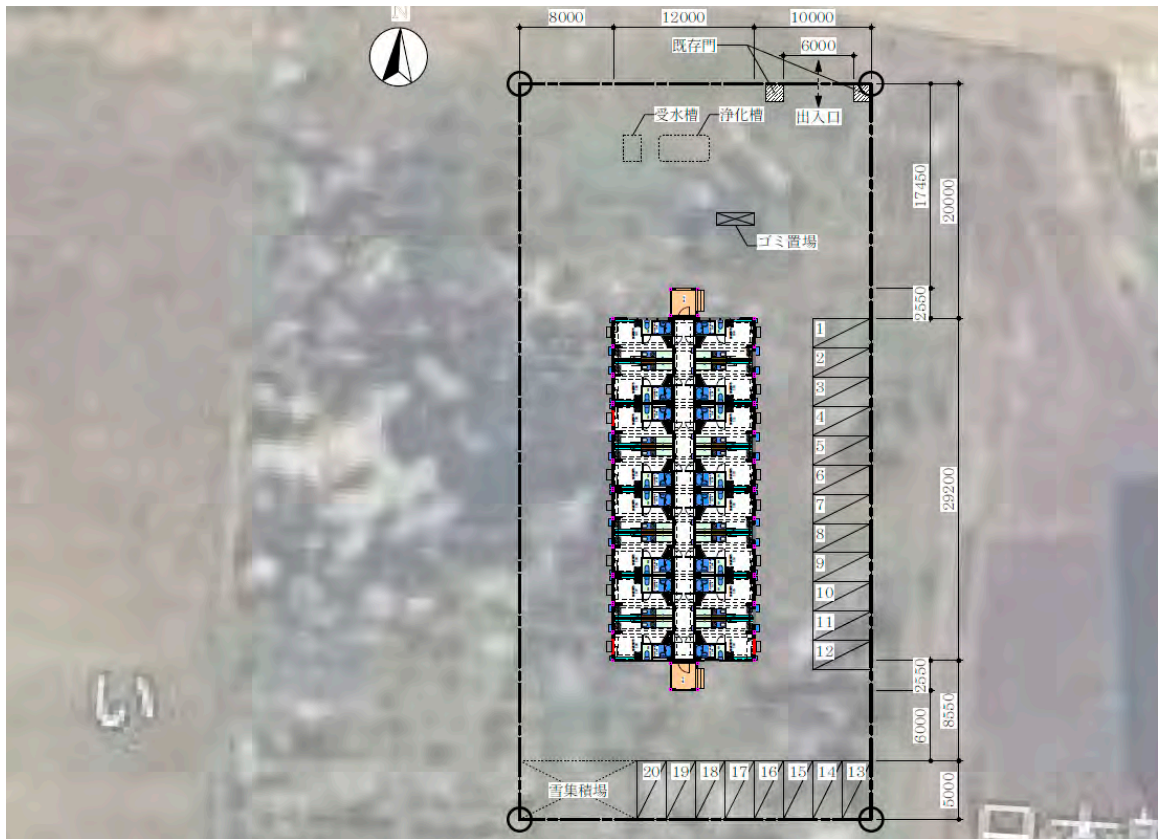


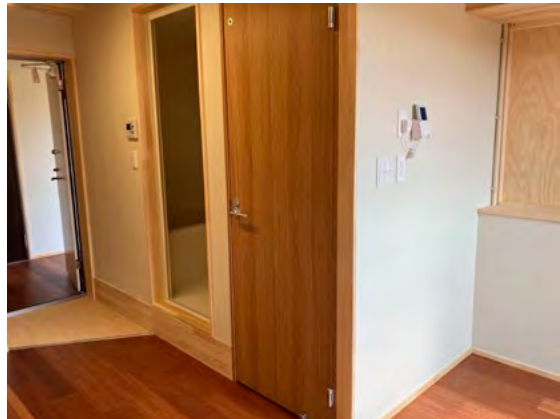
能登町 ふじなみ第1団地 集会所



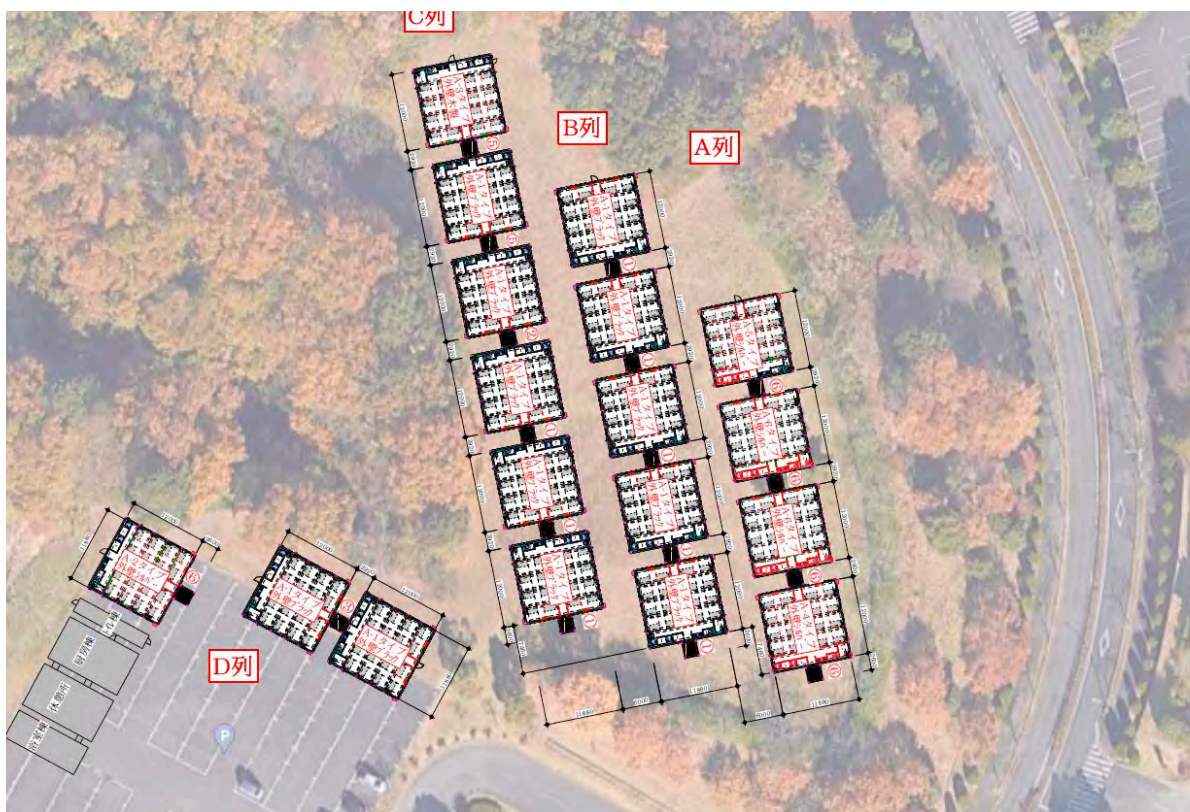


穴水町 教員仮設宿舎





学校法人日本航空学園 仮設学生寮





ムービングハウス建設業務組織図

ムービングハウス建設業務組織図

一般社団法人日本ムービングハウス協会 代表理事 佐々木 信博	株式会社アーキビジョン・ホールディングス 取締役
災害対策会議 議長 佐々木 信博	株式会社アーキビジョン・ホールディングス 取締役
理事 丹野 正則 理事 柴田 大祐 理事 鬼澤 幸夫 理事 原田 岳 事務局 三浦 真結 岡田 有紀子	住所：北海道札幌市清田区美しが丘三条 10 丁目 2-15 TEL：011-886-3918 FAX：011-886-3917 URL：movinghouse.or.jp E-mail：bp-info@archi21.co.jp
生産部会 生産部会 部会長 川村 英樹 生産部会 副部会長 木村 良将 生産部会 副部会長 原田 岳 生産部会 副部会長 鈴木 敏男	株式会社アーキビジョン二十一 代表取締役副社長 TEL：0123-28-8811 株式会社ホーム建材店 代表取締役 TEL：022-284-7867 株式会社LTU 代表取締役 TEL：0957-54-7798 鈴木鉄工建設株式会社 代表取締役 TEL：0296-44-6000
生産部会会員 株式会社アーキビジョン二十一 鈴木鉄工建設株式会社 株式会社ホーム建材店 株式会社北洲 株式会社サンコー 株式会社茨城木材相互市場 ※一部休止している工場があります。	株式会社サトケン 株式会社エーステック 山本産業株式会社 株式会社LTU 株式会社オークマ 株式会社吉銘 芙蓉建設株式会社 株式会社木香の家 松栄建設株式会社 株式会社滋賀原木
メーカー部会（生産協力） メーカー部会 部会長 早川 充	プレイリーホームズ株式会社 専務取締役 TEL：052-930-7855
メーカー部会会員 プレイリーホームズ株式会社 ジェイベック株式会社 株式会社三誠 有限会社トム JUKAN 株式会社 日興産業株式会社	デュボン・スタイロ株式会社 株式会社ニトリ 株式会社ウッドワン 一般社団法人ルートスクエア YKKAP 株式会社 ジェイ建築システム株式会社 三協テック株式会社 アイジー工業株式会社 高橋練染株式会社 株式会社カーキ

日本ムービングハウス協会会員企業・代表者・担当者名簿

日本ムービングハウス協会会員企業 代表者・担当者名簿(加盟順)

企業名	代表役職名	代表者名	担当者名	電話番号 FAX 番号
株式会社 アーキビジョン二十一	代表取締役	丹野 正則	川村 英樹	0123-28-8811 0123-28-8810
どさんこミュゼ 株式会社	代表取締役 CEO	宮本 英樹	宮本 英樹	0138-67-3339 0138-83-1215
有限会社 ライフ・マート	代表者	中井 啓晴	中井 啓晴	0136-22-2233 0136-21-3100
有限会社 かもり本社	代表取締役	加森 公人	加森 公人	011-272-6881 011-210-0055
高橋産業 株式会社	代表取締役	高橋 聡一郎	高橋 聡一郎	011-861-1222 011-861-1348
有限会社 シー・エス・アレンジメント	代表取締役	瀬戸 聖一	瀬戸 聖一	011-261-2222 011-261-2525
網走交通 株式会社	代表取締役社長	荒木 克久	藤川 恵一	0152-45-1010 0152-45-1864
株式会社 木香の家	代表取締役	松田 正子	堀米 和也	0237-77-5688 0237-77-5671
株式会社 アーキビジョン・ホールディングス	代表取締役	丹野 正則	田内 玄史	011-886-3918 011-886-3917
合同会社 ロックドーム	代表社員	川村 美由紀	川村 美由紀	090-2070-8894
株式会社 高橋工業	代表取締役	高橋 宗靖	高橋 宗靖	0153-76-2046 0153-76-2815
株式会社 キズキレンタルサービス	代表取締役	松崎 一成	松崎 一成	048-288-8193 048-288-8194
株式会社 サトケン	代表取締役	佐藤 紀寿	圓山 修	015-485-2218 015-485-2809
株式会社 アセットプランニング	代表取締役	及川 学	及川 学	011-233-2201 011-233-2202
レッドホーストラスト 株式会社	代表取締役	八重樫 暁	八重樫 暁	011-330-0680 011-280-2032
芙蓉建設 株式会社	代表取締役	大森 彦一	根岸 哲也	0555-23-7228 0555-24-1848
レッドホースコーポレーション 株式会社	代表取締役	宮本 隆温	佐野 博之	03-5144-5721 03-5144-5744
株式会社 ホーム建材店	代表取締役	木村 良将	鈴木 秀策	022-284-7867 022-236-7679
イエス北海道 株式会社	代表取締役	王 衛	王 衛	011-838-7418 011-351-5788
株式会社 吉銘	代表取締役	貝本 隆三	椋本 浩嘉	0747-54-2701 0747-54-2702
有限会社 M ファイン技術サービス	代表取締役	守國 寿記	守國 寿記	078-940-6888 078-940-6887
株式会社 SIC	代表取締役社長	芝本 忠雄	中川 貢	079-432-2110 079-422-0771
鈴木鉄工建設 株式会社	代表取締役	鈴木 敏男	鈴木 匡明	0296-44-6000 0129-44-0003
丸栄工業 株式会社	代表取締役	本庄 邦之	新井 潤	03-3668-6451 03-3668-6457

日本ムービングハウス協会会員企業 代表者・担当者名簿(加盟順)

企業名	代表役職名	代表者名	担当者名	電話番号 FAX 番号
プレイリーホームズ 株式会社 名古屋支店	代表取締役	櫻井 秀弥	櫻井 秀弥	052-930-7855 052-930-7856
ジェイ建築システム 株式会社	代表取締役	手塚 純一	手塚 純一	011-573-7779 001-573-7811
アサヒアレックスホールディングス 株式会社	代表取締役会長	石倉 茂雄	飯野 聡行	025-285-1112 025-285-4434
株式会社 カドック	代表取締役	加藤 省吾	加藤 省吾	0138-35-5211 0138-35-5212
ジェイベック 株式会社	代表取締役	道券 周士	小島 啓輔	011-781-8201 011-783-6166
三協テック 株式会社	代表取締役	中島 征宏	中島 征宏	0766-20-2800 0766-20-2809
藤崎建設工業 株式会社	代表取締役	藤崎 政行	藤崎 政行	0299-73-2123 0299-73-2144
株式会社 金太郎ホーム	代表取締役	佐々木 数修都	佐々木 数修都	043-213-3220 043-213-3221
山本産業 株式会社	代表取締役	山本 勇	山本 勇	0142-23-3552 0142-23-4253
株式会社 快適住空館	代表取締役	鬼澤 幸夫	鬼澤 幸夫	029-240-1775 029-240-1776
株式会社 ニトリ	代表取締役社長	武田 政則	小瀧	011-330-6240 011-330-6290
北良 株式会社	代表取締役	笠井 健	笠井 健	0197-73-7222 0197-73-7251
株式会社 エーステック	代表取締役	竹内 裕二	竹内 裕二	011-383-7722 011-383-7776
リードアーキテクト 株式会社	代表取締役	遠藤 達彦	太田 勝彦	075-693-2880 075-693-2881
株式会社 L T U	代表取締役社長	原田 岳	原田 岳	0957-54-7798 0957-54-5071
松栄建設 株式会社	代表取締役	松村 一志	松村 一志	0776-51-0600 0776-51-6439
株式会社 北洲	代表取締役	村上 ひろみ	山家 義智	022-348-3011 022-348-3932
株式会社 三誠	代表取締役	丹羽 伸治	入江 弘延	03-3551-0211 03-3551-0217
株式会社 クレバーラクーン	代表取締役	藤沼 昇二郎	増田 和順	050-5370-2877
デュボン・スタイロ 株式会社	代表取締役	有友 完	今田 勝仁	011-299-3852 011-299-3854
株式会社 ウッドワン	代表取締役	中本 祐昌	山中 宏信	0829-32-3333 0829-32-6237
夢木香 株式会社	代表取締役	中川 信治	中川 信治	052-807-4890 052-807-4891
有限会社 トム	代表取締役	大場 昇	湯峯 基依	011-832-3551 011-832-3553
アイジー工業株式会社	代表取締役社長	高光 克典	成田 竜也	0237-43-1810 0237-41-1810

日本ムービングハウス協会会員企業 代表者・担当者名簿

企業名	代表役職名	代表者名	担当者名	電話番号 FAX 番号
株式会社アイム・ユニバース建設	代表取締役社長	藍川 眞樹	小野木 智康	03-5347-4423 03-5347-4427
一般社団法人ルートスクエア	代表理事	小池 寿孝	包原 茂	03-6261-7277
高橋練染株式会社	代表者	高橋 聖介	藤原 慎也	075-802-3111 075-841-8912
丸浦工業株式会社	代表取締役	丸浦 世造	小笠 英寿	0883-72-1180 0883-72-5556
JUKAN 株式会社	代表取締役	内堀 幸雄	内堀 雅也	0268-64-9570 0268-64-9060
Mikaboshi 株式会社	代表取締役社長	安藤 崇人	安藤 崇人	090-4844-2525
株式会社たくみ工務店	代表取締役社長	田中 懸二	田中 懸二	076-240-0171
一般社団法人消防救助技術開発		八揃 徳二郎	中村 昭	090-1790-7647
YKKAP 株式会社	執行役員特直事業部長	山本 義昭	小倉 宏之	03-5610-8348 03-5610-8349
株式会社カーキ	代表取締役	垣内 拓	垣内 拓	0778-22-6196 0778-22-6196
株式会社アップルハウス	代表取締役	野村 雅也	野村 雅也	052-726-5246 052-726-5247
株式会社サンコー	代表取締役社長	加藤 秀司	加藤 秀司	052-351-3152 052-353-5810
株式会社オークマ	代表取締役社長	大隈 賢一郎	大隈 賢一郎	0946-52-2800 0946-52-2804
日興産業株式会社	代表取締役	上田 ルミ	早間 祥剛	084-924-2630 084-925-2503
株式会社滋賀原木	代表取締役	熊川 三興	谷口 友則	0749-22-4771 0749-26-2535
株式会社茨城木材相互市場	代表取締役社長	大谷 知行	大谷 知行	029-221-3111 029-221-3393

協定締結済み自治体名簿

協定締結済み都道府県・救助実施市

締結日	都道府県	市町村	担当部署	電話番号
2020年08月04日	高知県	-	土木部住宅課震災対策担当	088-823-9862
2020年11月27日	福井県	-	土木部建築住宅課 住宅計画 G	0776-20-0505
2021年01月25日	愛知県	-	建設部建築局公営住宅課計画・指導 G	052-954-6572
2021年08月24日	長野県	-	建築部建築住宅課建築企画係	026-232-0111
2021年12月20日	青森県	-	県土整備部建築住宅課 住宅企画 G	017-722-1111
2022年03月18日	富山県	-	土木部建築住宅課	076-444-3356
2022年03月28日	広島県	-	土木建築局 住宅課 住宅企画 G	082-228-2111
2022年03月30日	群馬県	-	県土整備部建築課 企画指導係	027-223-1111
2021年01月25日		名古屋市	住宅都市局住宅部住宅企画課企画係	052-972-2942
2021年03月29日		熊本市	住宅政策課	096-328-2488
2022年11月22日	北海道		総務部危機対策局危機対策課	011-231-4111
2023年03月17日	神奈川県		県土整備局建築住宅部住宅計画課住宅企画 G	045-210-6539
2023年03月17日		横浜市	建築局住宅部住宅政策課	045-671-2922
2023年03月17日		川崎市	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課	044-200-2995
2023年03月17日		相模原市	まちづくり推進部 建築・住まい政策課 住宅政策班	042-769-9817
2023年03月23日	宮城県		復興・危機管理部復興支援・伝承課 仮設住宅調整班	022-211-3435
2023年03月23日		仙台市	都市整備局公共建築住宅部住宅政策課	022-214-8336
2023年06月09日	埼玉県		都市整備部住宅課	048-830-5571
2023年06月09日		さいたま市	建設局建築部建築総務課	048-829-1538
2023年06月30日	長崎県		土木部住宅課企画指導班	095-824-1111
2023年08月01日	山形県		県土整備部建築住宅課	023-630-2640
2024年01月04日	石川県		土木部建築住宅課住まいづくりグループ	076-225-1777
2024年02月14日	静岡県		くらし・環境部建築住宅局住まいづくり課 計画班	054-221-3080
2024年02月28日	岩手県		県土整備部建築住宅課 住宅計画担当	019-629-5934
2024年08月15日	鳥取県		生活環境部くらしの安心局 住宅政策課	0857-26-7398
2024年08月30日		神戸市	危機管理室	078-322-5171

協定締結済み市町村

締結日	都道府県	市町村	担当部署	電話番号
2019年12月03日	茨城県	境町	危機管理部防災安全課	0280-81-1307
2019年12月12日	茨城県	下妻市	総務部消防防災課 危機管理室	0296-43-8306
2020年01月16日	茨城県	常陸大宮市	市民生活部安全まちづくり推進課	0295-52-1111
2020年01月22日	茨城県	常総市	防災危機管理課危機管理係	0297-23-2111
2020年09月25日	茨城県	水戸市	市民協働部防災・危機管理課	029-232-9152
2020年09月29日	茨城県	取手市	総務部安心安全対策課	0297-74-2141
2020年09月30日	茨城県	小美玉市	副市長直轄組織防災管理課	0299-48-1111
2020年10月01日	茨城県	那珂市	市民生活部防災課	029-298-1111
2020年10月08日	北海道	留萌市	総務部総務課危機対策係	0164-56-5005
2020年11月20日	茨城県	行方市	企画部企画政策課	0299-72-0811
2020年12月16日	埼玉県	久喜市	総務部企画政策課	0480-22-1111
2020年12月17日	岩手県	岩手町	総務課防災交通係	0195-62-2111
2021年02月17日	茨城県	稲敷市	行政経営部危機管理課	029-893-2000
2021年02月17日	北海道	厚真町	まちづくり推進課企画調整 G	0145-27-3179
2021年02月26日	北海道	むかわ町	総務企画課危機対策 G	0145-42-2411
2021年03月29日	茨城県	土浦市	市長公室政策企画課	029-826-1111
2021年06月21日	茨城県	かすみがうら市	総務部 危機管理課	0299-59-2111
2021年06月22日	茨城県	つくばみらい市	総務部 防災課	0297-58-2111
2021年06月22日	茨城県	大洗町	生活環境課	029-267-5111
2021年06月23日	茨城県	守谷市	生活経済部 交通防災課	0297-45-1111
2021年06月23日	茨城県	茨城町	総務部 総務課 防災・危機管理 G	029-292-1111
2021年07月21日	北海道	標津町	住民生活課 危機管理室	0153-82-2131
2021年11月18日	北海道	占冠村	総務課	0167-56-2121
2022年01月18日	北海道	妹背牛町	企画振興課	0164-32-2411

協定締結済み市町村

締結日	都道府県	市町村	担当部署	電話番号
2022年01月25日	北海道	東神楽町	総務課	0166-83-2111
2022年01月26日	北海道	当麻町	総務課	0166-84-2111
2022年02月04日	北海道	留寿都村	企画観光課	0136-46-3131
2022年03月23日	北海道	長万部町	総務課	01377-2-2000
2022年03月29日	北海道	月形町	企画振興課	0126-53-2321
2022年04月13日	北海道	えりも町	企画課	01466-2-2111
2022年04月15日	北海道	芦別市	総務部 危機管理課	0124-22-2111
2022年04月25日	北海道	喜茂別町	まちづくり振興課	0136-33-2211
2022年05月09日	北海道	砂川市	経済部商工労働観光課 土地開発公社業務課	0125-54-2121
2022年05月13日	北海道	更別村	企画政策課	0155-52-2111
2022年05月20日	北海道	斜里町	総務部企画総務課	0152-23-3131
2022年05月27日	北海道	仁木町	企画課	0135-32-2511
2022年06月30日	北海道	豊頃町	総務課	015-574-2211
2022年06月30日	北海道	真狩村	総務課	0136-45-2121
2022年07月11日	山形県	新庄市	環境課 地域防災室	0233-22-2111
2022年07月13日	北海道	様似町	総務課 防災車両係	0146-36-2111
2022年08月30日	北海道	美瑛町	総務課危機対策室 危機対策係	0166-92-4316
2022年09月01日	北海道	鹿追町	町民課	0156-66-2311
2022年09月15日	茨城県	北茨城市	総務部総務課 危機管理室危機管理係	0293-43-1111
2022年09月27日	北海道	小清水町	総務課	0152-62-2311
2022年09月28日	北海道	浦臼町	総務課 交通防災係	0125-68-2111

協定締結済み市町村

締結日	都道府県	市町村	担当部署	電話番号
2022年11月09日	北海道	浜頓別町	総務課	01634-2-2345
2022年12月20日	北海道	蘭越町	総務課企画防災対策室 防災係	0136-57-5111
2022年12月21日	新潟県	村上市	総務課秘書室	0254-53-2111
2023年01月31日	長崎県	大村市	総務部安全対策課	0957-53-4111
2023年02月01日	北海道	富良野市	総務課総務係	0167-39-2300
2023年03月17日	北海道	増毛町	総務課	0164-53-1111
2023年03月24日	北海道	ニセコ町	総務課	0136-44-2121
2023年03月31日	北海道	登別市	総務部 総務グループ	0143-85-2111
2023年04月18日	北海道	苫小牧市	市民生活部危機管理室	0144-32-6280
2023年05月22日	北海道	深川市	総務課自治防災室	0164-26-2215
2023年06月01日	高知県	大豊町	産業建設課	0887-72-0450
2023年06月01日	北海道	士別市	総務部総務課	0165-26-7784
2023年06月09日	岡山県	倉敷市	防災危機管理室	086-426-3131
2023年06月19日	北海道	名寄市	総務部	01654-3-2111
2023年06月30日	北海道	奈井江町	総務課	0125-65-2111
2023年07月06日	北海道	大樹町	企画商工課企画係	01558-6-2113
2023年07月07日	山形県	尾花沢市	防災危機管理課	0237-22-1111
2023年07月07日	北海道	倶知安町	総務課危機管理室	0136-56-8000
2023年07月19日	北海道	礼文町	総務課	0163-86-1001
2023年08月01日	北海道	鷹栖町	総務企画課総務係	0166-87-2111
2023年08月08日	北海道	千歳市	総務部危機管理課	0123-24-0144

協定締結済み市町村

締結日	都道府県	市町村	担当部署	電話番号
2023年09月01日	北海道	北斗市	総務部総務課	0138-73-3111
2023年09月14日	北海道	豊富町	総務課危機対策係	0162-73-1027
2023年09月26日	茨城県	阿見町	町民生活部防災危機管理課	029-888-1111
2023年11月09日	北海道	伊達市	総務部危機管理課 危機管理係	0142-82-3162
2023年11月21日	青森県	三戸町	総務課	0179-20-1111
2023年11月28日	北海道	古平町	企画課企画防災係	0135-48-9836
2023年12月13日	北海道	知内町	政策調整課	01392-5-6161
2023年12月19日	北海道	沼田町	総務財政課 総務グループ	0164-35-2111
2023年12月21日	高知県	黒潮町	情報防災課 消防防災係	0880-43-2188
2023年12月25日	岩手県	盛岡市	総務部危機管理防災課 復興推進係	019-651-4111
2023年12月25日	北海道	八雲町	総務課防災係	0137-62-2111
2023年12月26日	北海道	和寒町	総務課生活安全係	0165-32-2421
2024年01月01日	北海道	新冠町	総務課総務グループ総務係	0146-47-2111
2024年01月04日	北海道	白老町	総務課防災交通室	0144-85-3080
2024年01月10日	北海道	佐呂間町	総務課	01587-2-1211
2024年01月25日	千葉県	東金市	総務部消防防災課 防災対策係	0475-50-1226
2024年02月01日	北海道	南富良野町	総務課防災安全推進室	167-52-2112
2024年02月21日	北海道	愛別町	総務企画課	01658-6-5111
2024年03月08日	北海道	新十津川町	総務課	0125-76-2131
2024年03月13日	北海道	日高町	総務課情報防災 G	01456-2-5131
2024年03月14日	北海道	七飯町	情報防災課防災車両係	0138-65-5797

協定締結済み市町村

締結日	都道府県	市町村	担当部署	電話番号
2024年03月25日	愛媛県	宇和島市	総務企画部危機管理課	0895-49-7006
2024年04月01日	北海道	平取町	まちづくり課	01457-2-2222
2024年04月01日	北海道	標茶町	総務課交通防災係	015-485-2111
2024年04月01日	北海道	羅臼町	総務課	0153-87-2111
2024年04月01日	石川県	輪島市	産業部漆器商工課	0768-23-1147
2024年04月10日	北海道	黒松内町	総務課	0136-72-3311
2024年04月11日	北海道	浦河町	総務課危機管理室 危機管理係	0146-22-2311
2024年04月15日	高知県	いの町	土木課	088-893-1116
2024年04月24日	北海道	岩見沢市	総務部防災対策室	0126-23-4111
2024年05月10日	富山県	舟橋村	総務課	076-464-1121
2024年05月13日	北海道	南幌町	総務課	011-378-2121
2024年05月13日	北海道	積丹町	総務課	0135-44-2111
2024年05月16日	北海道	利尻町	防災情報室	0163-84-2345
2024年05月16日	北海道	利尻富士町	企画政策課	0163-82-1111
2024年05月22日	高知県	大月町	総務課危機管理室	0880-73-1140
2024年05月28日	高知県	四万十市	地震防災課	0880-34-1111
2024年05月28日	高知県	宿毛市	危機管理課	0880-62-1254
2024年06月01日	北海道	釧路町	防災安全課防災対策係	0154-62-2111
2024年06月03日	北海道	清里町	総務課管財グループ	0152-25-2130
2024年06月04日	北海道	音更町	総務部危機対策課 危機対策係	0155-42-2111
2024年06月05日	高知県	土佐市	企画財政課企画調整係	088-852-7609

協定締結済み市町村

締結日	都道府県	市町村	担当部署	電話番号
2024年06月07日	石川県	かほく市	地域政策部 防災環境対策課	076-283-7124
2024年06月18日	高知県	香南市	防災対策課	0887-57-8501
2024年06月19日	茨城県	美浦村	生活安全課	029-885-0340
2024年06月21日	北海道	室蘭市	総務部防災対策課	0143-25-2244
2024年07月01日	高知県	馬路村	総務課	0887-44-2111
2024年07月01日	石川県	志賀町	環境安全課	0767-32-9321
2024年07月04日	宮城県	富谷市	防災安全課	022-358-3180
2024年07月04日	高知県	三原村	総務課	0880-46-2111
2024年07月15日	石川県	津幡町	総務課危機管理対策室	076-288-2120
2024年07月19日	北海道	浦幌町	総務課	015-576-2111
2024年07月19日	北海道	湧別町	総務課 情報防災グループ	01586-2-2112
2024年07月22日	高知県	仁淀川町	総務課危機管理室	0889-35-0111
2024年08月01日	北海道	新篠津村	総務課総務係	0126-57-2111
2024年08月01日	宮城県	加美町	危機管理室	0229-63-5264
2024年08月01日	北海道	中頓別町	総務課総務グループ	01634-6-1111
2024年08月09日	石川県	中能登町	総務課	0767-74-1234
2024年08月19日	北海道	函館市	総務部災害対策課	0138-21-3676
2024年08月23日	北海道	新ひだか町	総務部総務課防災係	0146-49-0261
2024年08月23日	兵庫県	加古川市	防災対策課	079-427-9717

ムービングハウスの建設可能戸数について

令和5年度 ムービングハウスの建築可能戸数について

1. ムービングハウスは、地震、風水害等の災害が発生した場合、国又は当該都道府県等から被災者等へのムービングハウスの建設要請があった時に、工場をフル生産体制とした時の供給可能戸数を示します。
2. 災害発生しムービングハウスの建設要請後に、全国各地域の被災地への建設可能戸数は、以下の表の条件を前提としています。

a	本資料の標準仕様及び標準プランに基づくこと
b	各事業所、生産工場及び資材のストックヤードが該当災害による被害の影響がないこと
c	生産用資材、生産部材等の原材料、設備機器が確保されること
d	ムービングハウス本体、生産用部材、生産部材等の運搬手段が確保されること
e	建設技術者、作業員が当該地域内外より確保されること
f	給排水・電気・ガス設備は、敷地内(団地内)の範囲とすること

3. この能力一覧における応急仮設住宅の住戸規模は、戸当たり32.2㎡(10坪相当)に換算したものです。
4. 建設可能戸数は、ムービングハウス本体の平均在庫数を含みます。

令和5年度 応急仮設住宅建設能力一覧表

建設要請受託後の建設
単位：戸（32.2m²）

地域	保有在庫数 (二週間程度)	1ヶ月以内	2ヶ月以内 累積	3ヶ月以内 累積	6ヶ月以内 累積
北海道	150	500	1,000	1,500	3,000
青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	150	500	1,000	1,500	3,000
茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川	150	500	1,000	1,500	3,000
新潟 富山 石川 福井 山梨 長野 岐阜 静岡 愛知	150	500	1,000	1,500	3,000
兵庫 奈良 和歌山	150	500	1,000	1,500	3,000
鳥取 島根 岡山 広島 山口	150	450	900	1,350	2,700
徳島 香川 愛媛 高知	150	400	800	1,200	2,400
福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島	150	400	800	1,200	2,400
沖縄	150	200	400	600	1,200

※上記一覧の数値は、前ページの条件が満たされている場合の建設能力とします。

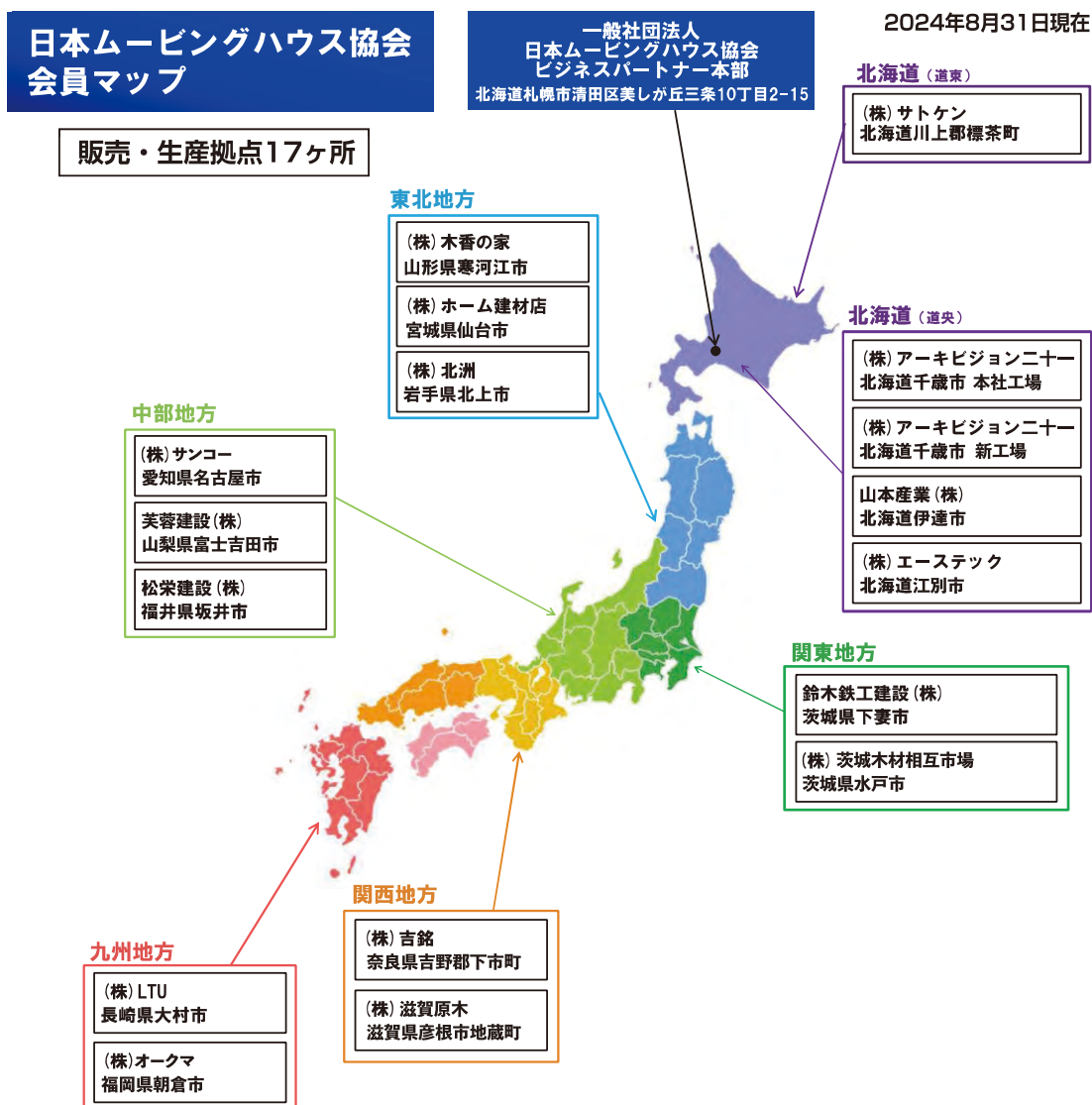
※複数の地域が同時に被災した場合は、上記一覧とは別に算定する必要があります。

MEMO

生産拠点所在地一覧表

生産拠点所在地一覧表

都道府県	企名業	住所	電話番号
北海道	(株)アーキビジョン二十一	〒066-0051 千歳市泉沢1007-168	0123-28-8811
	(株)サトケン	〒088-2300 川上郡標茶町チャンベツ原野基線17-19	015-485-2218
	山本産業(株)	〒052-0035 伊達市長和町157	0142-23-3552
	(株)エーステック	〒069-7722 江別市元野幌1146-4	011-383-7722
岩手県	(株)北洲	〒024-0072 北上市北鬼柳23地割61番地1	0197-64-7375
宮城県	(株)ホーム建材店	〒987-1102 石巻市和瀬梨木畑12-1	0225-72-3954
山形県	(株)木香の家	〒991-0012 寒河江市新山町312-2	0237-77-5688
茨城県	鈴木鉄工建設(株)	〒304-0056 下妻市長塚290	0296-44-6000
福井県	松栄建設(株)	〒919-0411 福井市石盛町922	0776-56-0465
山梨県	芙蓉建設(株)	〒403-0004 富士吉田市下吉田5丁目15-29	0555-24-2281
奈良県	(株)吉銘	〒637-0027 五條市島野町485	0747-22-2606
長崎県	(株)LTU	〒856-0806 大村市富の原1丁目1545-1	0957-54-7798
愛知県	(株)サンコー	〒454-0873 名古屋市市中川区上高畑2-23	052-351-3152
福岡県	(株)オークマ	〒838-1350 朝倉市菱野1548	0946-52-2800
滋賀県	(株)滋賀原木	〒522-0029 彦根市地蔵町101番地1	0749-22-4771
茨城県	(株)茨城木材相互市場	〒310-0826 水戸市渋井町50番地	029-221-3116



MEMO

ムービングハウス建設の事前対策から
建設着工・維持管理まで

ムービングハウス建設の事前対策から建設計画及び着工・維持管理まで

□1 事前対策

災害時のムービングハウス建設については、災害の種類・時期・規模、建設予定地により臨機応変な対応が必要となります。また、建設を迅速に実行するためには実態に即した計画が重要です。ムービングハウスの計画、建設に当たり下記の事前準備と計画が重要です。

当協会は、各都道府県等を直接訪問し情報の交換を行うと共に、常に災害を予想した連絡・生産・建設体制を整え、各自治体が主催する防災訓練・研修等に参加、協力しています。災害時には速やかに情報交換できるように、毎年、年度当初に各都道府県の応急仮設住宅担当部門との連絡先の確認をお願いしております。

1. 協定書の締結

災害時に迅速にムービングハウスを建設する為、都道府県等と当協会との間において、「災害時におけるムービングハウスの建設に関する協定書」を締結していただく必要があります。

この協定書は、災害時におけるムービングハウスの建設に関して、都道府県等が当協会に協力を求めるに当たって所要の手続き、当協会会員の斡旋、ムービングハウス建設、費用負担、連絡窓口、相互の情報交換等の必要な事項を規定しております。

この協定書に基づき、当協会は各自治体へ訪問し、建設能力の報告・会員名簿等の提供を定期的に行い、災害発生時には建設会員会社の斡旋、建設協力をいたします。

2. 建設型応急仮設住宅「ムービングハウス」の建設に関する取組資料集の発行及び送付

この取組資料集では、災害発生時のムービングハウス建設に係る当協会及び自治体に対応する時の必要事項、ムービングハウスの建設能力、ムービングハウスの標準仕様及び平面図、工程表、参考例等を掲載しております。また、この取組資料集の送付をすることにより協定書で規定する関連情報の報告としております。

□2 災害発生時から建設・維持管理

1. 災害発生時の連絡協議

当協会は、災害発生時に被災都道府県等へ被災状況および情報収集し会員会社への連絡・準備をすると共に、直ちに訪問して具体的な準備と対応に入ります。

2. 応急仮設住宅建設の事前準備から引き渡しまでの留意点

建設要請を受けてから救助法の規定である20日以内に着工できる体制となっております。

当協会は、ムービングハウスの提供に関し、供給戸数、必要なインフラ設備の設営に関し、関係省庁や各種団体に情報の共有化を行います。

2-1 建設候補地の現場調査から着工まで

建設候補地の綿密な調査は、建設予定地の効率的な建物の配置計画や施工を行うため、関係者から提供された内容を基に、地盤の状況、敷地又は敷地までの進入路、インフラの状態の調査を行います。

敷地境界が不明確な場合や新たなインフラが必要な建設候補地や既存の障害物(建物、樹木、電柱等)については、その都度、関係者と協議を行い、配置計画の迅速な策定に努めます。

2-2 ムービングハウスの仕様

ムービングハウスの仕様については、ムービングハウスの各建設地の実情より、気候に関する居住環境に適した内容を関係者と過去のムービングハウス建設の事例を元に協議いたします。

2-3 着工、引き渡し

着工から完成までの期間は、平坦な整地済みで新たなインフラ工事の必要のない建設地においては、概ね2週間としております。

ムービングハウスの完成後、発注者の検査合格後に建物を引き渡しいたします。

3. 契約について

当協会は、「協定書」に基づき会員会社の斡旋及び建設協力を致します。契約は、被災都道府県等(発注者)と会員会社との締結になります。

契約は、ムービングハウス本体及び運搬設置、屋外工事に関わる費用を含めての賃貸借契約となります。撤去、原状回復に要する費用は別途となります。外部工事(舗装、給排水、造成等)は賃貸契約書に含まれます。契約様式については、ムービングハウスの契約書の一例(本資料に記載)を参考としてください。

4. 維持管理について

当協会は、被災者である入居者からの応急仮設住宅の不具合の連絡及び是正対応を迅速に行うため、一定規模以上の戸数を建設した場合については、被災市町村と建設会員会社との連絡窓口として管理センターを設置します。

また、ムービングハウス建設後、当協会自主基準に基づき、1年点検を行います。また、休日期間中においても緊急連絡網にて対応できる体制を整備いたします。

災害時のムービングハウス建設手順

住まいの確保に関する供給フレームの検討

事前準備段階

【都道府県・市町村の準備】

- ☞ 被害想定資料等を確認し、想定される災害ごとに都道府県全体及び市町村単位の住家被害戸数を把握・推計。
- ☞ 住家被害戸数から、応急仮設住宅の必要戸数を推計。
- ☞ 建設型応急住宅の必要戸数を推計するため、①及び②を算出。
 - ① 公営住宅等での対応が想定される戸数
 - ② 賃貸型応急住宅での対応が想定される戸数
- ☞ 公営住宅等、賃貸型応急住宅での対応が想定される戸数を減じ、建設型応急住宅の必要戸数を推計。
- ☞ 建設型応急住宅の候補地リスト（用地情報、供与可能戸数等）をもとに、被災者の住まいの確保の現状を把握するためのシミュレーションを実施し、建設型応急住宅の供与可能戸数の過不足状況を確認。
- ☞ 各建設事業者団体の供給能力や構造・構法等の特性・違い・コスト等を十分に把握するとともに、災害規模等に応じて発注できるよう、予め発注の考え方を整理。

災害発生時の対応

災害発生段階

【都道府県・市町村】

- ☞ 被災状況の把握（避難区域、避難所設置数、避難世帯数など）
- ☞ 都道府県・市町村との役割分担の取り決め（災害救助法施行令に基づく一部署任を含む）
- ☞ 応援自治体職員やOB・OG等の賃金雇上による人員体制の強化
- ☞ ムービングハウス必要（見込み）戸数の検討

など

【ムービングハウス協会】

- ☞ ムービングハウス建設可能戸数の確認

【都道府県等・ムービングハウス協会の共同作業】

- ☞ ムービングハウスの必要戸数の精査
- ☞ 自治体及びムービングハウス協会の連絡窓口の確認
- ☞ ムービングハウスの供給体制・建設体制の確立

調査及び選定

【都道府県等・ムービングハウス協会の共同作業】

- ※ 土地の事前調査（現地調査）に当たっては、情報の整理項目（調査票）等を予め協議して作成。

- ☞ 建設予定地の調査及び選定
- ☞ 配置計画の作成（浄化槽、集会所等も含む）
- ☞ 周囲に生活利便施設等がない場合の対応（例：公共交通の増・新設など）
- ☞ ムービングハウス見積書・仕様書等の確認・精査

【ムービングハウス協会】

- ☞ ムービングハウス配置計画、仕様書、施工スケジュール、見積書の作成
- ☞ 建設業者の引き合わせ

【都道府県・市町村】

- ☞ ムービングハウスの建設要請

点検・維持管理

解体・撤去等

- ☞ 業務手順書に基づき維持管理体制を整え、点検・清掃等を実施。
- ☞ 建設事業者と、維持管理及び補修の責任区分や費用負担の考え方を協議・整理。
- ☞ 引き渡し・入居後不具合が生じた場合
 - ① 建設事業者の瑕疵によるものなのか、
 - ② 入居者等の責によるものなのか、
 - ③ 災害など特定の者の責によらないものなのか等について、一定の専門性を持つ職員等が判断を行い、瑕疵である場合には、建設事業者等に修補を要請。

解体・撤去

- ☞ 恒久的な住まいの確保が進み、建設型応急住宅の退去世帯（空き家）が増えた段階で、建設型応急住宅の解体・解消等に向けた検討。（2年を経過していない場合、変更契約等もあり得る）
- ☞ 都道府県・市町村と建設事業者間の解体・原状回復工事に関する取り決めや、仕様書・図面、着工前の写真等を確認。
- ☞ リース契約の場合は、リース契約の解除。買取りの場合は、都道府県（又は事務委任等を受けた市町村）が解体・撤去の設計を行い、工事を発注。
- ☞ 解体工事、撤去完了確認、特定行政庁の検査、検査完了の場合は、撤去完了書類の提出。

協定書の締結・訓練等の実施

【ムービングハウス協会】

- ☞ 建設型応急住宅の供与可能戸数を踏まえ、一般社団法人日本ムービングハウス協会とのムービングハウスの設置に関する協定書の締結を実施。
- ☞ ムービングハウス建設・管理マニュアルの作成、検討。

【都道府県等・ムービングハウス協会の共同作業】

- ☞ ムービングハウスの建設のための候補地の検討と作成。
- ☞ ムービングハウスを迅速に提供するための防災訓練の実施。

決定発注・建設

【都道府県等・ムービングハウス協会の共同作業】

- ☞ 建設業者(会員会社)への発注(契約)、検査・引き渡し、費用の支払い等のフローを整理。
- ☞ 建設業者(会員会社)との契約書等の様式案を作成する。
- ☞ 進捗管理、検査等に必要の様式等を整備する。
- ☞ 代金支払いに係る業務フローを整理し、協定を締結した建設事業者団体にも、予め支払時期等についての確認。
- ☞ 建設計画の提出・承認
- ☞ 契約
- ☞ 工事着工
- ☞ 工程予定の報告、安全、品質、工程の確認
- ☞ 工事完了報告、特定行政庁による確認検査
- ☞ 補修(瑕疵の範囲内)、再検査
- ☞ 鍵の引渡し
(ムービングハウス協会(建築業者)
→都道府県・市町村)

引越し・入居後の管理

【都道府県等・ムービングハウス協会の共同作業】

- ☞ 入居者への説明会の開催
- ☞ 入居説明書の配布及び鍵の受渡し
(都道府県・市町村→被災者)
- ☞ 住宅の管理体制の確認
- ☞ 入居後の維持管理・補修(瑕疵の範囲外)に関する業務手順書の整備

【ムービングハウス協会(建築業者)】

- ☞ 完成書類の提出
- ☞ 作業手順書の提出

原状回復工事

- ☞ 建設前の原状について、仕様書・図面、着工前の写真等により所有者・管理者の確認を得るとともに、土地に係る契約書等に基づき、原状回復工事の内容について、土地所有者・管理者と十分に協議。
- ☞ 全ての建物本体の撤去が完了する段階で、敷地の原状回復(地下埋設物の撤去、敷地の整地、原状回復等)工事を発注。
- ☞ 原状回復工事の完了後、所有者・管理者等に立会いの下、都道府県・市町村、建設事業者等が確認を求める。
- ☞ 所有者・管理者等の確認完了後、敷地を返還。

ムービングハウス建設計画の留意点

ムービングハウス建設計画の留意点

ムービングハウスの建設候補地の事前調査及び配置計画、ムービングハウスの仕様については、下記の点に留意することが重要となります。

□1 建設候補地の調査について

1. 敷地の状況 有 無

1-1	建築可能場所の敷地境界		
1-2	地盤の種類(地盤改良やスクリー式鋼管杭等の必要性) ※スクリー式鋼管杭は使用後に撤去可能		
1-3	災害の影響による地割れ、法面の崩壊の確認		
1-4	急傾斜崩壊危険区域、土石流危険渓流区域の指定の確認		
1-5	地中埋設物(埋蔵文化財、既存配管、暗渠等)の有無		
1-6	敷地の排水状況(敷地内の勾配)		
1-7	敷地の高低差がある場合の造成工事		
1-8	他の用途利用の確認(がれき置き場駐車場等)		

2. 進入路及び通路 有 無

2-1	敷地の段差及び歩道縁石の切り下げ		
2-2	工事車両(ラフタークレーン及び40ft海上コンテナ運搬用トレーラー)の進入可能の確認		
2-3	進入路幅の確認(拡幅工事の有無)		

3. ライフラインの状況 有 無

3-1	上下水道の有無(受水槽及び浄化槽の設置)		
3-2	都市ガスの有無(プロパンガスの設置)		
3-3	電柱の有無及び設置の必要性		

4. その他 有 無

4-1	既存障害物(遊具、物置等)の移設及び処分		
4-2	既存樹木の枝払い及び伐採の可否		

□2 配置計画の策定

配置計画は、出来るだけ幹線道路、駐車場・住戸・上下水道関係のインフラ施設(受水槽・浄化槽も含む)等、ゾーン分けをした計画が望ましい。

その他、居住環境や生活動線及び多目的広場等のコミュニティの確保を考慮する必要がある。

1. 建物の規模

1-1 ムービングハウス

- ・ 単身用 Aタイプ 1K19.0㎡
- ・ 2~3人用 Bタイプ 2DK27.1㎡ Bmタイプ 2DK+物置32.2㎡
- ・ 4~5人用 Cmタイプ 3DK42.0㎡
- ・ 6~8人用 Dmタイプ 4LDK61.2㎡

1-2 集会所・談話室

- ・ 集会所 50戸以上の団地に100㎡程度
- ・ 談話室 10戸以上50戸未満の団地に40㎡程度
- ・ 集会所、談話室は洋室、給湯室、多目的トイレ、玄関にはスロープを設置し高齢者などの利用に配慮する。団地の主たる入口に近い場所に設置することが望ましい。

1-3 福祉仮設住宅

- ・ 高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする被災者が複数いる場合、老人居宅介護事業等を利用しやすい福祉仮設住宅が設置される場合がある。

2. 住棟配置

2-1 方位(敷地の有効活用)

- ・ 単身用Aタイプ以外は3方向に窓を配置しているため採光がとりやすい。そのため、敷地の有効活用を最優先して配置計画を作成する。

2-2 連棟戸数

- ・ 連棟については、団地敷地内の人の移動を容易にするため、10戸程度までの計画とする。

2-3 多層式

- ・ 敷地が狭い場合は、多層式を検討する。
- ・ 多層式の場合は、地耐力の考慮が必要。

3. 敷地内の通路

- ・ 住戸間隔は2.5m、幹線道路幅は8mを標準とする。
- ・ 幹線道路から住宅への通路は車両の乗り入れを想定しない。
- ・ 入居者の生活動線と車輛動線は可能な限り分離する。分離できない場合は、歩道を併設する安全柵等で入居者の移動時の安全を確保する。

4. 駐車場

- ・ 駐車場を設置する場合、原則として建設戸の駐車台数とする。
- ・ 大型団地であれば利用者の利便を考慮し、駐車場を分散する。
- ・ 駐車場は砕石敷程度を原則とするが、入居開始後の轍による水たまりや土埃対策は関係者と協議を行う。
- ・ 駐車場は使用者を明確にするため、駐車場番号を設置する。

5. 受水槽・浄化槽

- ・ 敷地付近の道路に近い場所に設置する。
- ・ 浄化槽を設置する場合、設置場所は住戸との間隔を検討する。
- ・ 浄化槽は設置費用が高いため(100人槽で2,000万円程度)大容量サイズは大幅なコスト高となります。そのためできるだけ下水道のある場所への設置が望ましい。

6. 用地の確保

6-1福祉施設用地の確保。

福祉施設の事例は以下の通りです。

- ・ サポート機能付き集会所(浴室、多目的トイレにベビーシート、オストメイト)
- ・ サポートセンター
- ・ グループホーム

6-2多目的広場の確保

- ・ 配置計画において入居者間のコミュニティの場として、集会所付近に広場を設置する場合がある。

7. その他

- ・ ごみ置き場の仕様と設置場所は、建設地の市町村と協議する。
- ・ 外灯(防犯灯)を設置する。(ただし、夜間の入居者への光害を配慮する必要あり)
- ・ 敷地境界の法面及び擁壁の上部に柵を設ける等、入居者への安全対策を行う。
- ・ 棟番号及び住戸番号は市町村と協議する。
- ・ 団地案内板、掲示板を入り口付近の見やすい場所に設置する。
- ・ 駐輪場は必要に応じて設置する。

□3 応急仮設住宅の仕様について

1. 標準仕様

- ・ 応急仮設住宅の仕様は当協会の標準仕様に基づく。

2. オプション仕様

- ・ 各都道府県の要請で地域の気候や居住環境等を考慮したオプションの施工事例は、次表の通りである。

災害救助法対象となるオプション

建設地の気候に応じたオプション仕様	① 寒冷地域仕様	
	外部給水管の保温	水抜栓の追加
	浄化槽・受水槽・給水メーター等の凍結防止	
	② 極寒冷地域仕様	
	水抜栓の設置(壁又は床式：遠隔操作タイプ)	エアコン・FF式石油暖房機器等の設置
	オイルタンク、油配管(各居室)	
③ 積雪地域又は豪雪地域仕様		
鋼管杭基礎の設置		
気候に関係のないオプション仕様	① バリアフリー対策	
	外廊下の設置	L字手摺に変更(トイレ・浴室)
	② 防火・防犯対策	
	消火器の設置(住戸用)	AEDの設置(集会所)
	③ 収納対策	
	物置の設置	

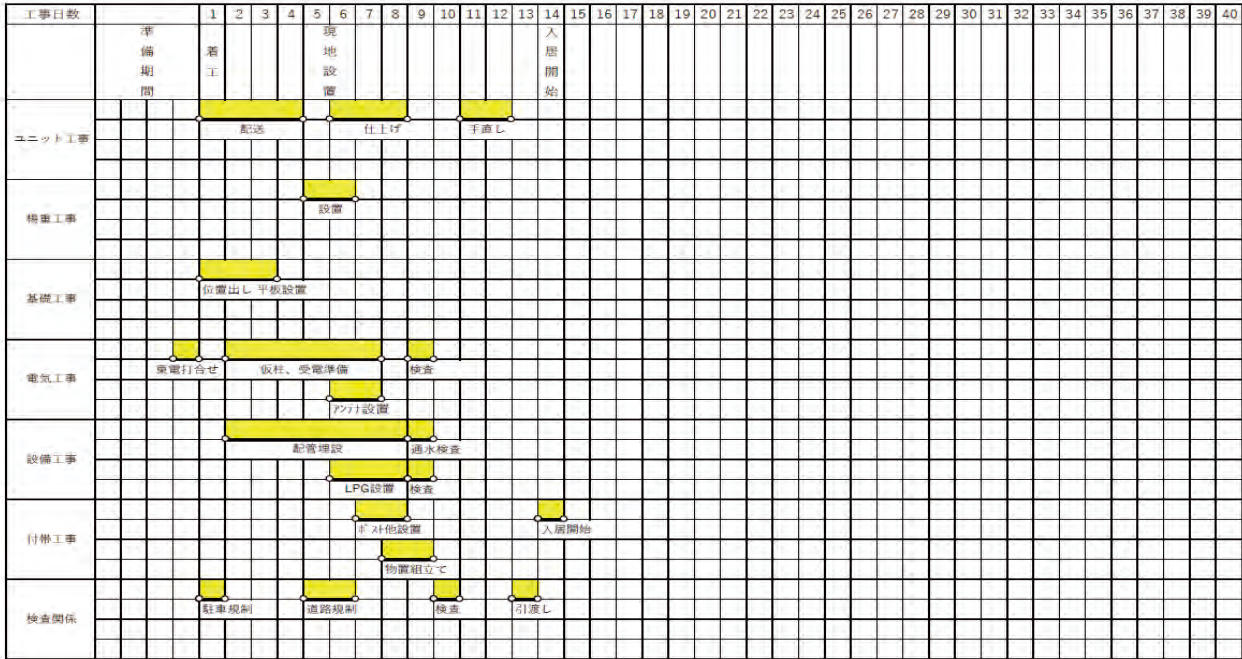
災害救助法対象外となるオプション

建設地の気候に応じたオプション仕様	① 寒冷地域仕様	
	エアコン等暖房器具の追加	
	② 極寒冷地域仕様	
	出入口踏み段(ゴムチップ)	床下給水管の保温ヒーターの取付
	受水槽上屋の設置	
	③ 積雪地域又は豪雪地域仕様	
	外廊下及びスロープの屋根及びカーテンの設置	受水槽の高所化
	駐車場のアスファルト舗装	除雪作業の道路幅の確保、堆雪場の設置
テレビアンテナの側面設置		
気候に関係のないオプション仕様	① バリアフリー対策	
	スロープの増設	通路のアスファルト舗装
	手摺の増設(室内)	
	② 防火・防犯対策	
	非常ベルの設置(1DKタイプ)	外灯の増設
	受水槽に消火栓口取付	
	③ 収納対策	
	収納棚の追加	
	④ 強風対策	
	鋼管杭基礎の設置	トラ張り(トンブロックの設置)
開口部ガラスの飛散防止フィルム貼り		

【工事概要】

Aタイプ1戸 Bタイプ2戸 Bmタイプ4戸 Cmタイプ1戸

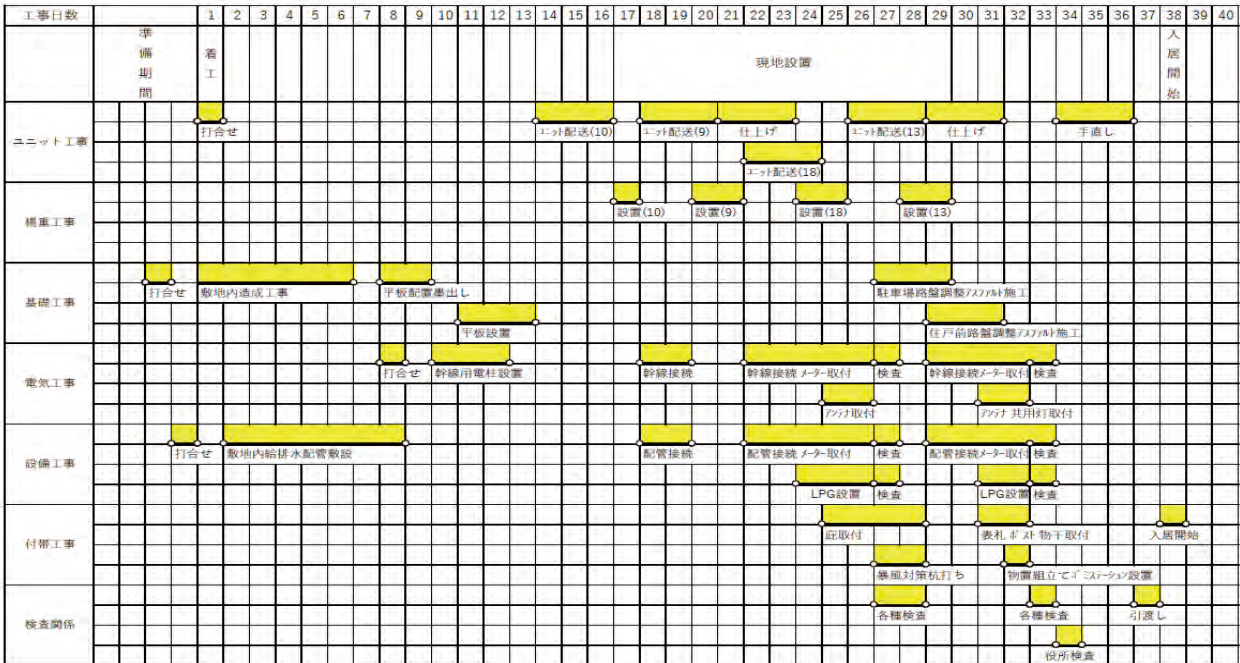
【工事工程】



【工事概要】

Bタイプ40戸 集会所1戸

【工事工程】



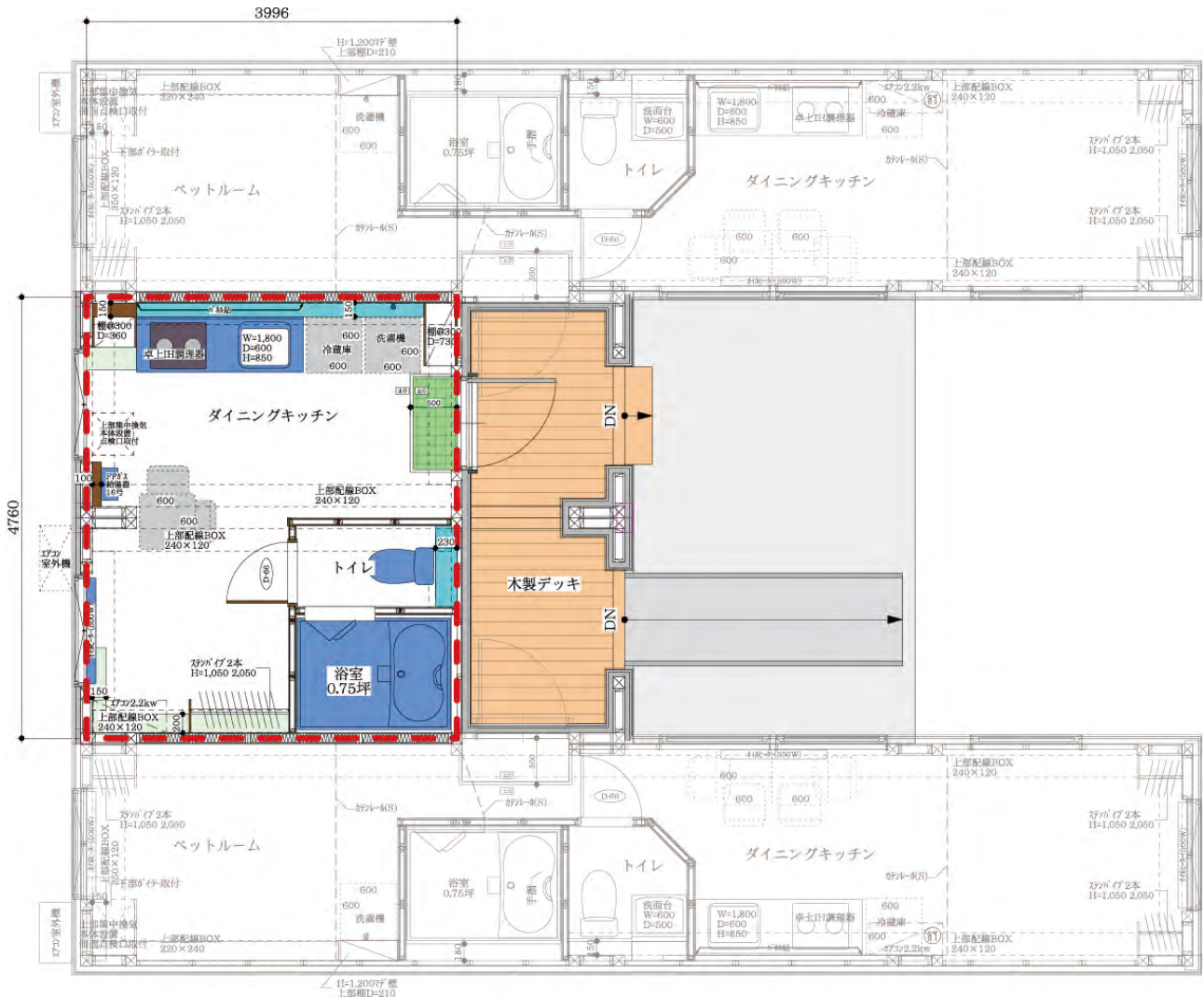
ムービングハウス標準仕様書及び平面図

ムービングハウス標準仕様書		
設計概要		
モジュール	1BOX：短辺2400mm×長辺12000mm	
構造	木骨ユニット構造	
基礎	平板独立式(60×300×300 1段以上)	
	玄関立上り口：木製踏み台 土台・大引き：木製	
床組	パネル式 合板t=15.5mm	
屋根	折板葺き(ガルバリウム鋼板)	
壁	外壁パネル：外 ガルバリウム鋼板 内 構造用合板素地 断熱材(t=60mm)外断熱 間仕切下地：木製下地 グラスウール入(t=100 16kg相当) コンロ前：不燃メラミン化粧板 t=3mm	
天井	構造用合板素地	
建具	三重サッシ(トリプルガラス、網戸付き、居室のみ) 内部建具：原則としてロールカーテン(単板式)H=1740mm W=800mm以上とする。	
板金工事	軒樋・堅樋は別途とする。	
設備	給・排水 衛生設備	給水：原則として水道用架橋ポリエチレン管(量水器は別途)又は同等品 流し前水栓は原則、シングルレバータイプ(混合水栓)とする 污水排水：原則として一般硬化塩化ビニル管とする(放流形式は地域指導に準ずる) ガス：プロパン又は都市ガス供給で住戸毎の集中配管とし、白ガス管・ガスフレキ管とする 給湯設備：16号(プロパンガス又は都市ガス) 換気：原則として、居室、流し前、トイレ及び浴室は天井埋め込み型の24時間換気とする 火災報知器：住宅用火災報知機を各居室に設置する(煙感知式、熱感知式) トイレ：暖房便座 工事範囲：屋外1mまで(プロパンは集合装置を含む)
	空調設備	エアコン：居室のみ(2.2kw 6帖～8帖用)
	電気設備	幹線：単層3線式100V/200V 40A引込みケーブル CV22～38mm ² -3℃ 分電盤：樹脂製屋内露出型(FL+H1800) 照明器具：居室LED18W×2 台所LED4.9W×2 トイレLED4.9W 入口LED6.1W コンセント：居室(6帖)2連3ヶ所 居室(5.3帖)は2連2ヶ所 台所2連1ヶ所 冷蔵庫用2連E付1ヶ所 換気扇用1ヶ所 洗濯機用2連E付1ヶ所 屋内給湯器用2連E付1ヶ所 トイレ暖房機便座用コンセント1口E付1ヶ所 エアコン用(居室に設置)・電子レンジ用・ガス漏れ警報器用のコンセント(2連E付1)設置 スイッチ：ユニットバスの内部照明器具SWと換気扇SWは別個設ける TEL：居間にモジュージャック1ヶ所/1戸(屋内工事のみ) TV：居間にTV端子(1ヶ所/1戸) アンテナ：地上デジタル波対応アンテナ設置 工事範囲：各地域の電力柱より引込み工事まで含む

室内仕様書

	床	巾木	間仕切り壁	天井	備考
居室	フローリング t=14mm	木製	(間仕切り部・外壁内側) 構造用合板t=9mm	構造用合板 t=15mm	遮光ロールスクリーン(ダブル) FFストーブ
押入	同上	同上	同上	同上	中1段付(天袋無H-800)
台所	同上	同上	(間仕切り部・外壁内側) (ガスコンロ廻り) ライニング 不燃メラミン化粧板 t=3mm	同上	流し台L1800 吊戸棚L900 二口コンロ(IH) 洗濯パン含む 吊戸棚下地H=1450に設置
浴室	<p>ユニットバス 浴室 FL 脱衣室 FL 1216 又は 1216 2点セットタイプ 入口跨ぎ高さは 180mm 未満とする ただし、180mm 以上の場合は 踏み台を設置する。</p>			入口跨ぎ高さ	単体又は2点セットタイプ 手摺：内・外部に各1ヶ所設置 (縦型：FL+H900) 浴槽のフタは含む
トイレ	フローリング	木製	(間仕切り部・外壁内側) 構造用合板t=9mm	構造用合板 t=15mm	水洗式 手摺を内部1ヶ所設置 (FL+H700) 便器は洋式 ロータンクは防露タイプ ペーパーホルダー タオル掛け
玄関	同上	同上	同上	同上	手摺・床見切り(木製)
備品	郵便受け：各住戸 1ヶ所設置 棟番号：各棟1ヶ所設置(300×300) 耐風養生：鋼製ワイヤー・カバー付/4年間を標準とする 物干し：柱取付タイプ 折り畳み式 居間FL+1600 金物芯取付 室名札：各住戸 1ヶ所設置 出入口：木製手摺設置(外部、内部1ヶ所 L=450 程度) 下駄箱：H=1000程度				
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・原則発注者の立会いの下、縄張り確認及び中間確認を実施する。 ・軒裏換気・天井目張りテープ・水抜き栓1ヶ所設置・給水管立上り部はヒーター巻き ・床ポリエチレンフィルムt=0.2mm敷き、気密テープ張り・汚水排水処理は浄化槽方式(合併処理 地上式) ・使用材料は規制対象外ホルムアルデヒド発散建築材料(F☆☆☆☆)以上とし、JAS・JIS規格品以外を使用する場合は、上記規格品と同等品とする。これら以外の材料を使用する場合のVOC測定については別途協議を行う。 				

ムービングハウス標準図 BAB-1 単身用
Aタイプ 1K 19.0㎡ 平面図

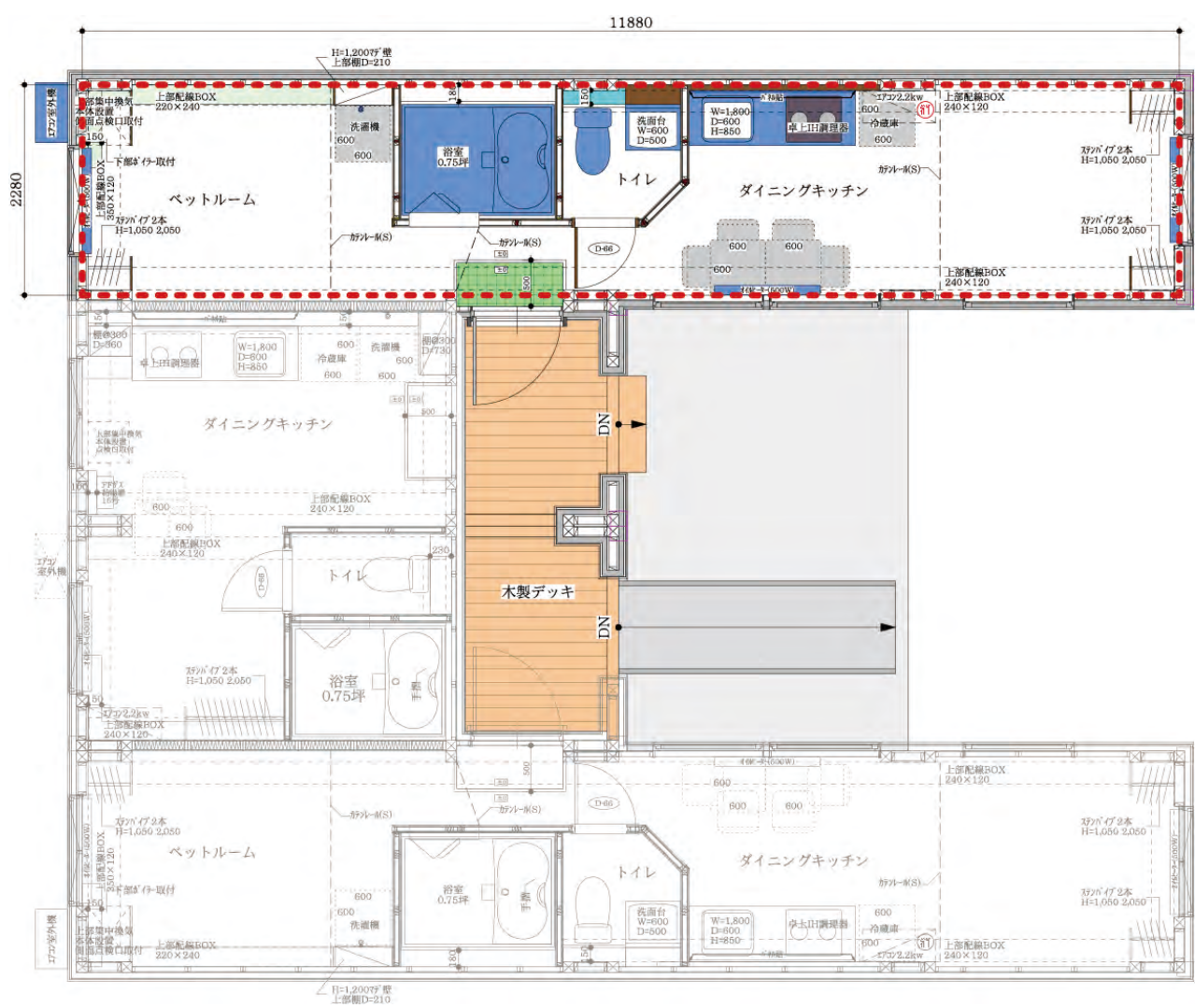


※グレー表示の家具・家電は、各自でご用意していただきます。



※寝具・調度品は、各自でご用意していただきます。

ムービングハウス標準図 BAB-1 2~3人用
Bタイプ 2DK 27.1㎡ 平面図

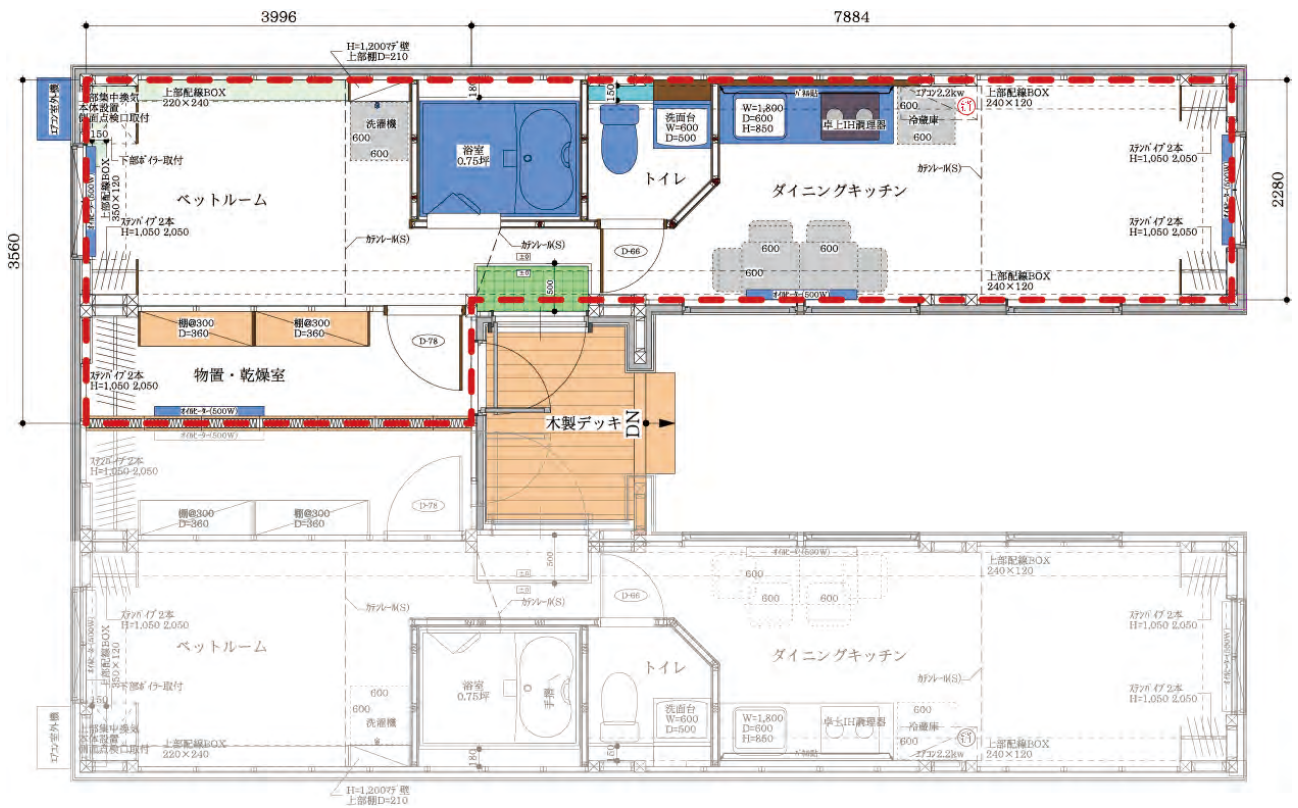


※グレー表示の家具・家電は、各自でご用意していただきます。



※寝具・調度品は、各自でご用意していただきます。

ムービングハウス標準図 BB-1 2~3人用
Bmタイプ 2DK 32.2㎡ 平面図

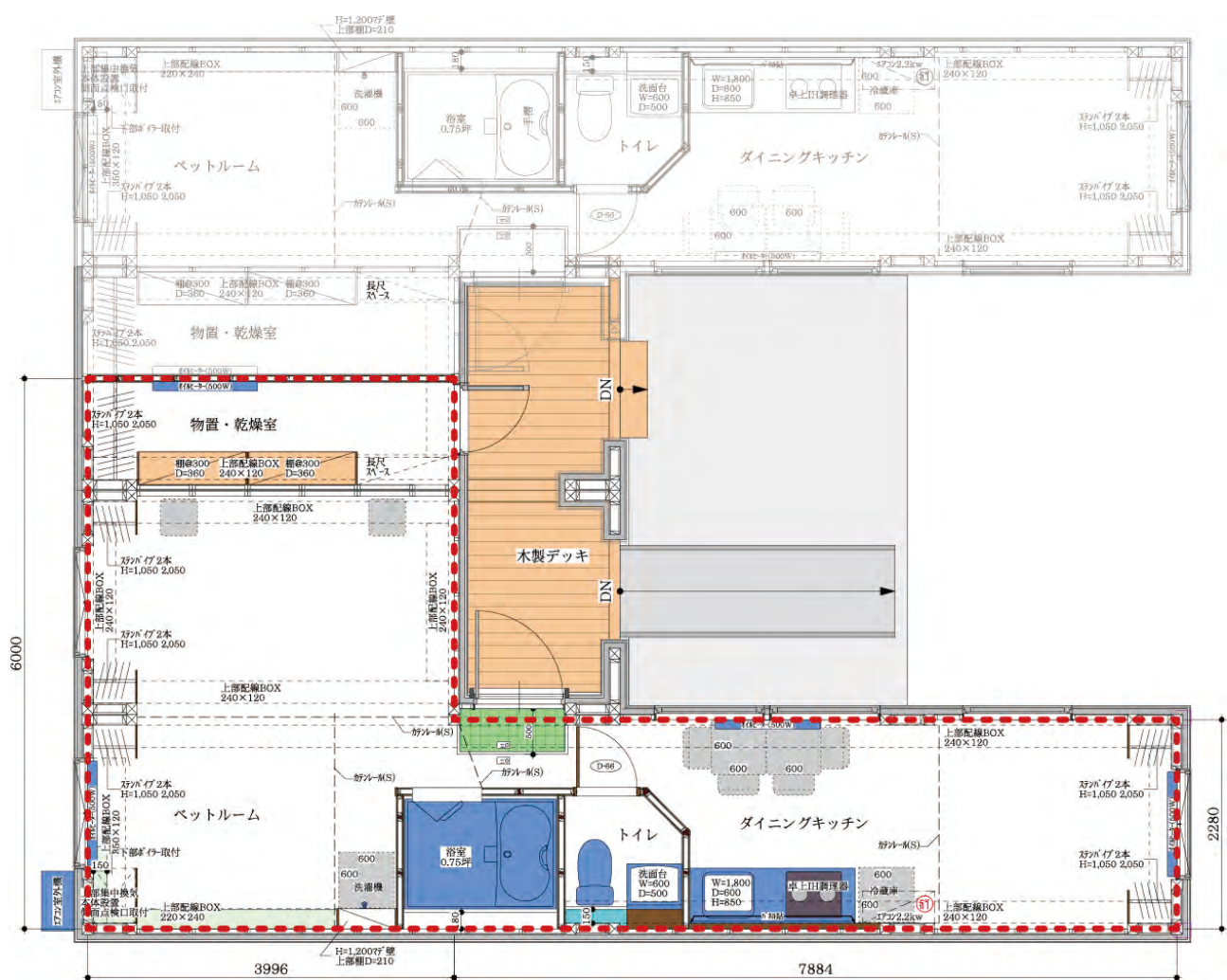


※グレー表示の家具・家電は、各自でご用意していただきます。



※寝具・調度品は、各自でご用意していただきます。

ムービングハウス標準図 CB-1 4~5人用
Cmタイプ 3DK 42.0㎡ 平面図

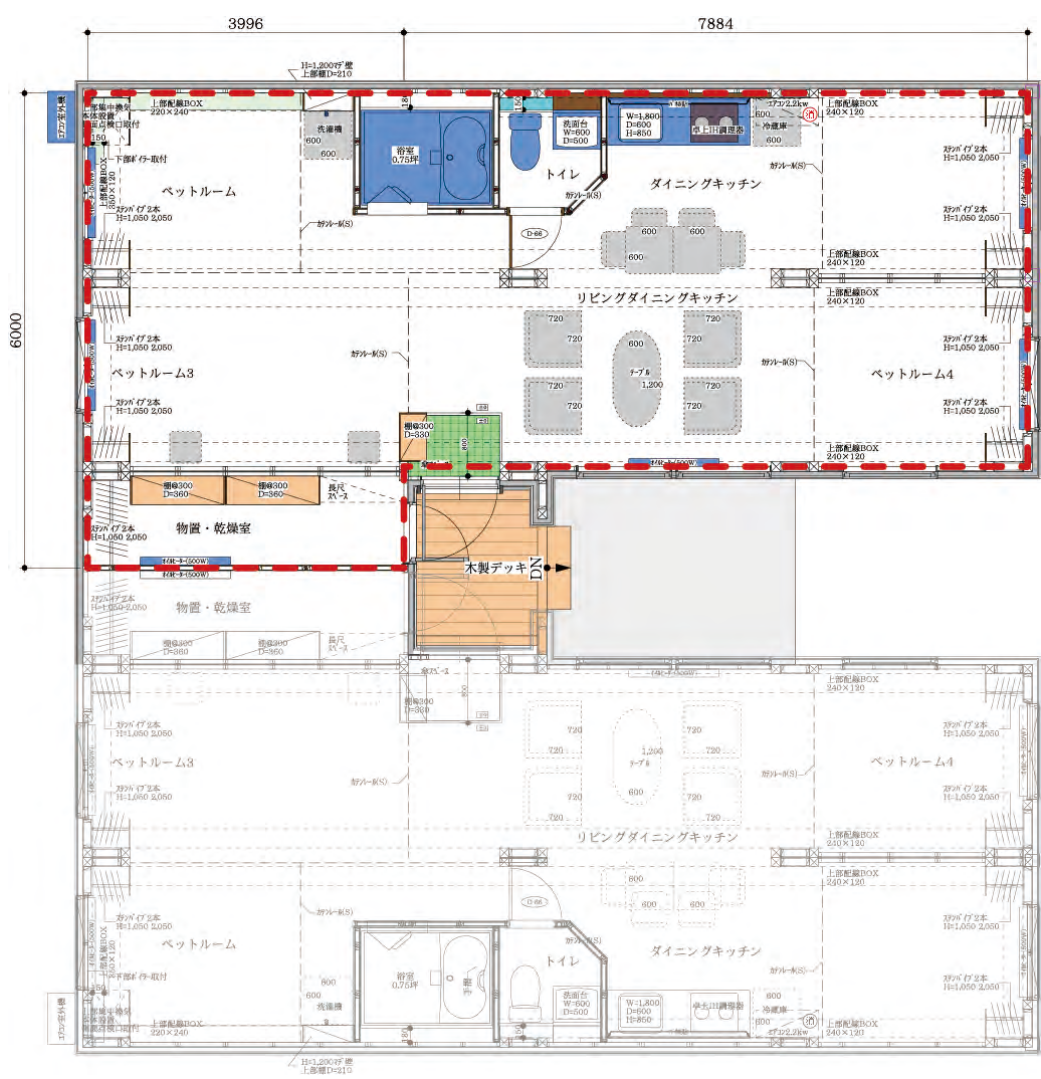


※グレー表示の家具・家電は、各自でご用意していただきます。



※寝具・調度品は、各自でご用意していただきます。

ムービングハウス標準図 DD-1 6~8人用
Dmタイプ 4LDK 61.2㎡ 平面図

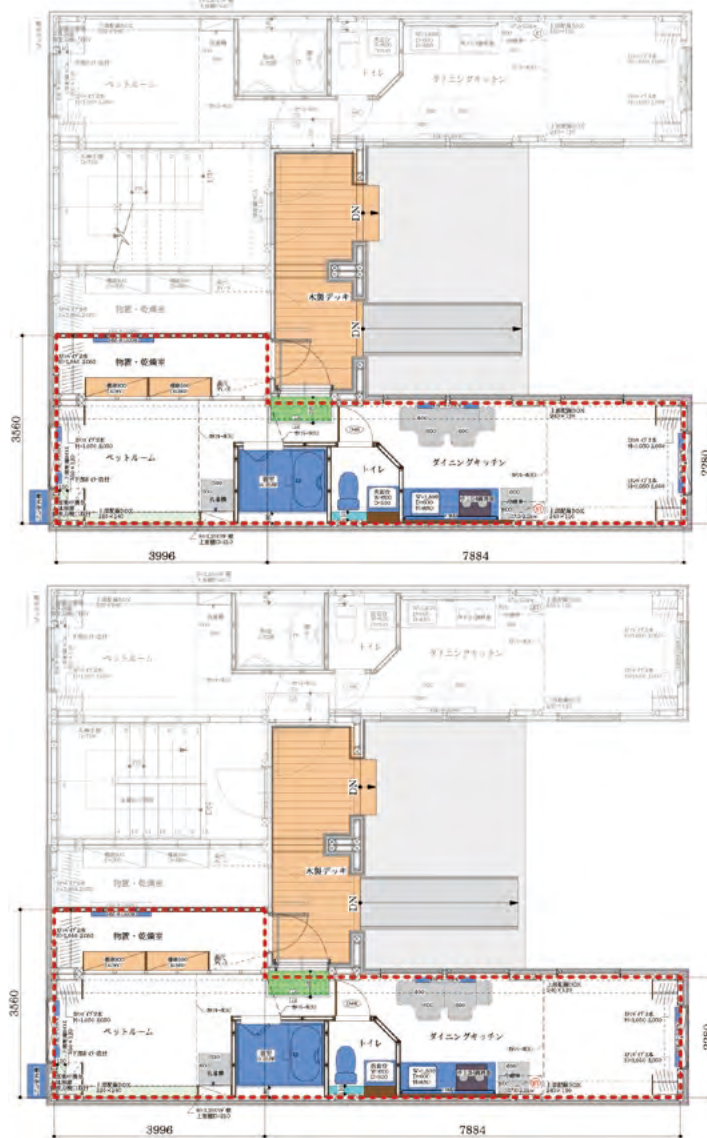


*グレー表示の家具・家電は、各自でご用意していただきます。



*寝具・調度品は、各自でご用意していただきます。

ムービングハウス標準図 BB-2 多層式2~3人用
Bmタイプ 2DK 32.2㎡ 平面図

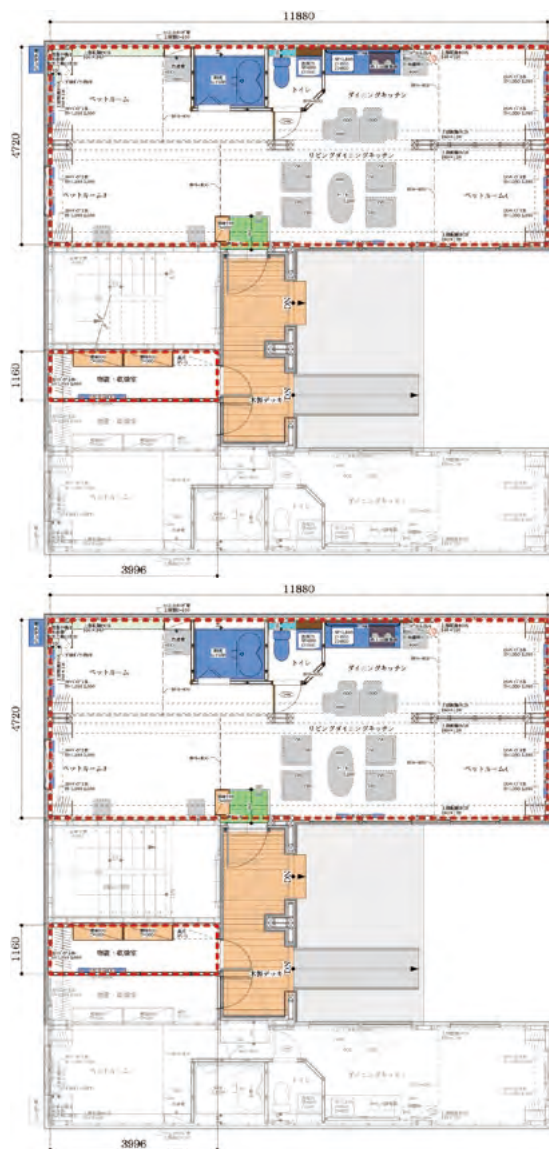


*グレー表示の家具・家電は、各自でご用意していただきます。



*寝具・調度品は、各自でご用意していただきます。

ムービングハウス標準図 BD-2多層式6~8人用
Dmタイプ 4DK 61.2㎡ 平面図

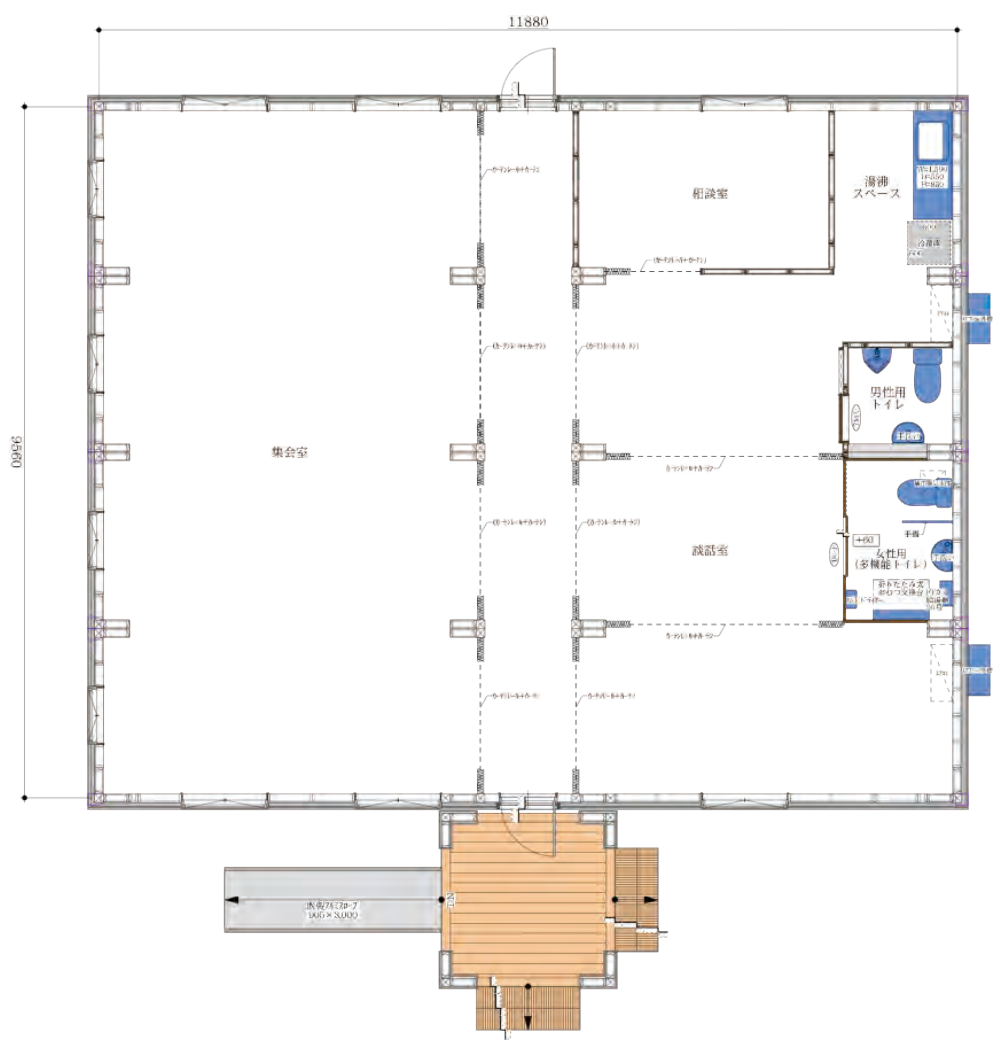


※グレー表示の家具・家電は、各自でご用意していただきます。



※寝具・調度品は、各自でご用意していただきます。

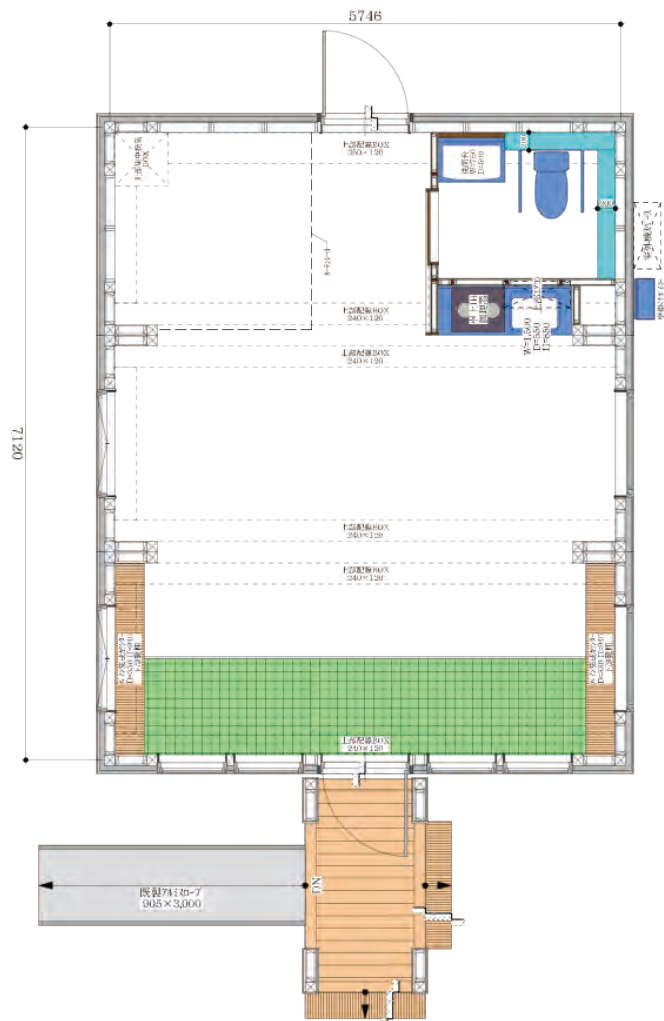
ムービングハウス標準図 集会所タイプ
113.6㎡ 平面図



*グレー表示の家具・家電は、各自でご用意していただきます。
*カーテン及びカーテンレールはオプションになります。



ムービングハウス標準図 談話室タイプ
41.8㎡ 平面図



※グレー表示の家具・家電は、各自でご用意していただきます。



ムービングハウス標準図 福祉仮設住宅タイプ
 居住棟A-1棟 664.3 m² 平面図(4人部屋タイプ)
 事務所棟 287.5m² 平面図



事務所棟

居住棟A-1

※グレー表示の家具・家電は、各自でご用意していただきます。

ムービングハウス標準図 福祉仮設住宅タイプ
 居住棟A-2棟 664.3 m² 平面図(個室タイプ)
 事務所棟 287.5 m² 平面図

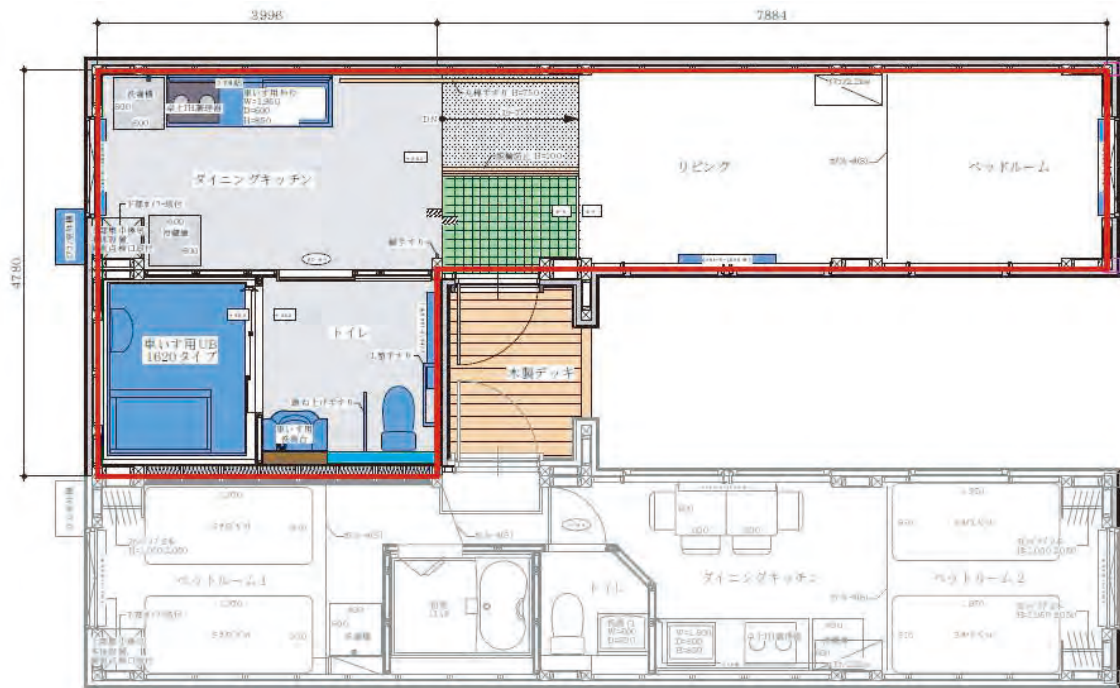


事務所棟

居住棟A-2

※グレー表示の家具・家電は、各自でご用意していただきます。

ムービングハウス標準図 福祉仮設
車いす対応タイプ 37.0㎡ 平面図



※グレー表示の家具・家電は、各自でご用意していただきます。



応急仮設ユニットレンタル価格表（内部造作あり）

タイプ	応急仮設施設タイプ	レンタル料(円/月)	6mユニット数	12mユニット数
BAB-1	Aタイプ+Bタイプ×2	362,340	2	2
BB-1	Bmタイプ×2	307,340	1	2
CB-1	Bmタイプ+Cmタイプ	343,970	2	2
DD-1	Dmタイプ×2	417,120	1	4
BB-2	Bmタイプ×4	724,460	4	4
BD-2	Bmタイプ×2+Dmタイプ×2	834,240	4	6

応急仮設タイプ別レンタル料（目安金額）

	レンタル料(円/月)	6m ユニット数	12m ユニット数
Aタイプ	109,780	2	0
Bタイプ	126,280	0	1
Bmタイプ	153,670	0.5	1
Cmタイプ	190,300	1.5	1
Dmタイプ	208,560	0.5	2
二階建て追加費用	109,780	2	0

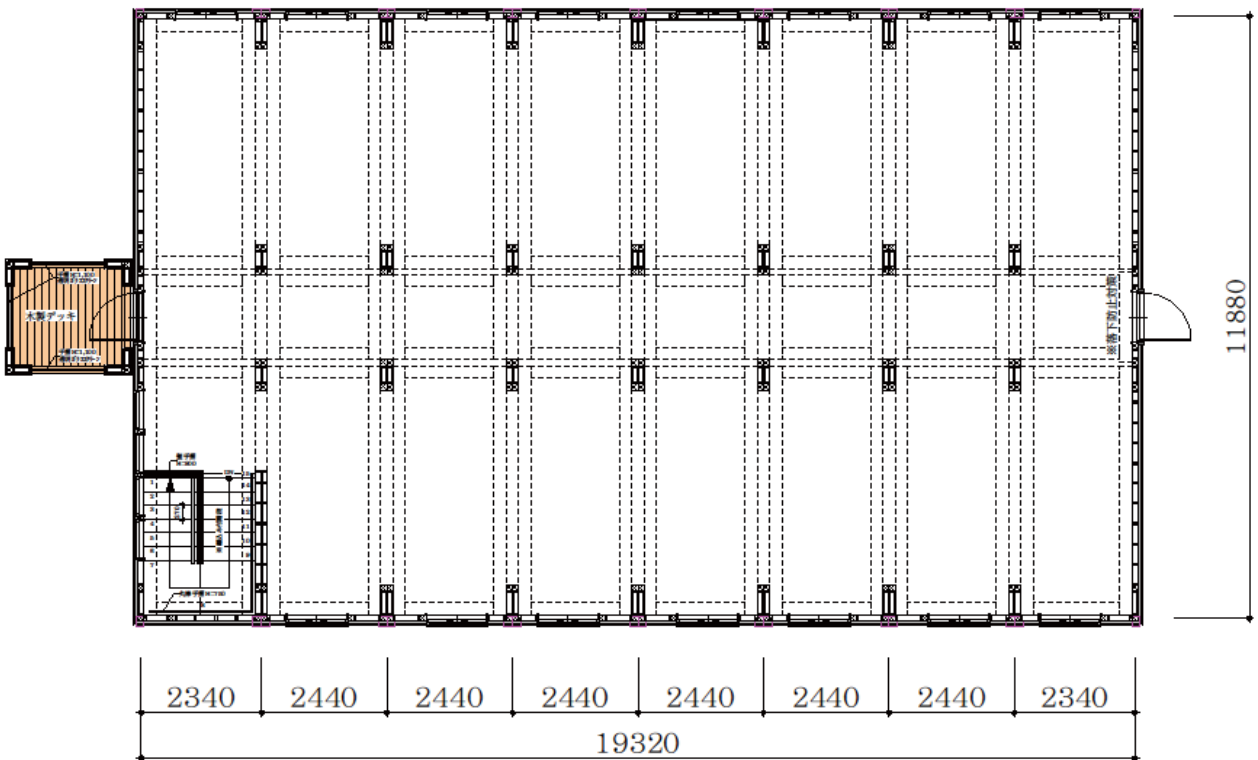
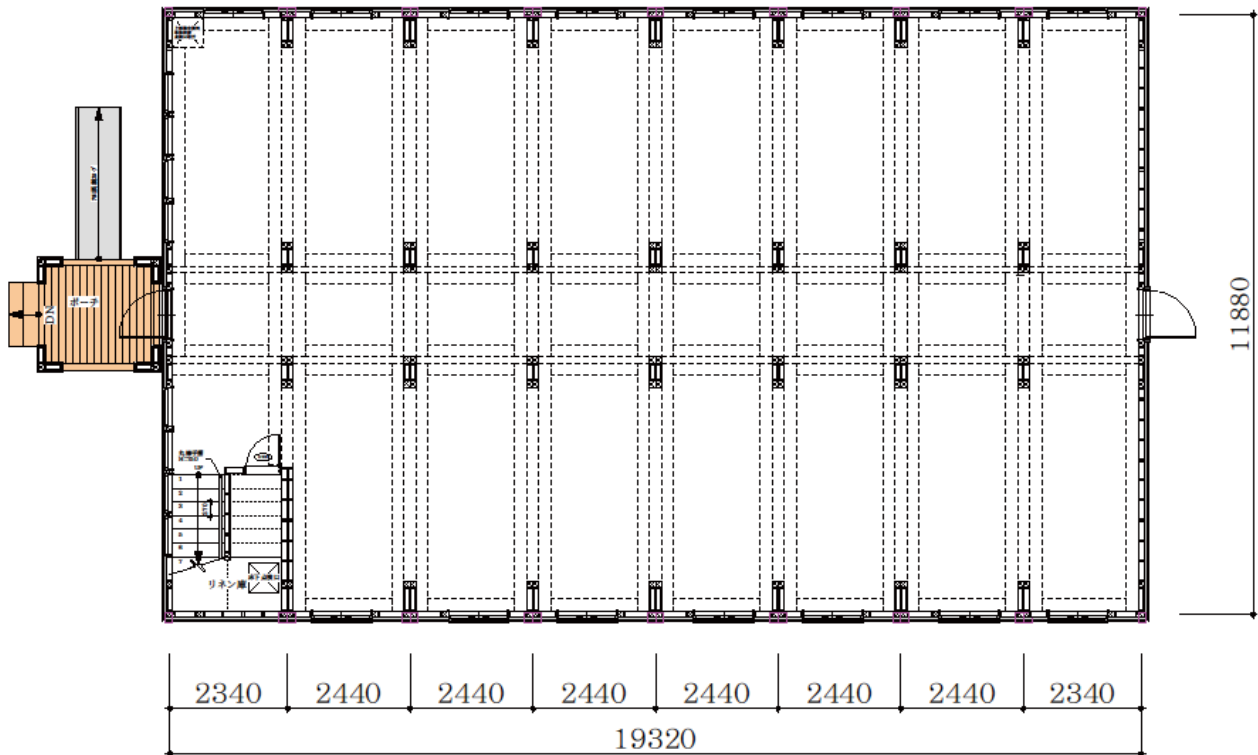
運送費一覧表(円/ユニット一台当たり)

積込場所 配達場所	北海道 札幌市 千歳市		宮城県 仙台市		茨城県 行方市		長野県 安曇野市		高知県 大豊市	
	北海道	宗谷 根室	285,000	640,500	675,000	780,000	1,050,000			
	樺太 留萌 釧路 上川	240,000	570,000	630,000	735,000	1,005,000				
	十勝 日高 檜山 渡島	159,000	495,000	585,000	690,000	960,000				
	後志 空知 胆振 石狩	94,500	438,000	540,000	645,000	900,000				
青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	福島	460,500	青森	315,000	青森	420,000	青森	412,500	青森	780,000
茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川	神奈川	630,000	神奈川	310,500	群馬	180,000	茨城	262,500	茨城	600,000
新潟	新潟	555,000	新潟	345,000	新潟	315,000	新潟	180,000	新潟	570,000
富山 石川 福井 山梨 長野 岐阜 静岡 愛知	長野	675,000	長野	345,000	福井	420,000	福井	195,000	福井	420,000
三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	和歌山	720,000	和歌山	480,000	和歌山	450,000	和歌山	214,500	和歌山	315,000
鳥取 島根 岡山 広島 山口	広島	780,000	広島	504,000	広島	570,000	広島	352,500	広島	315,000
徳島 香川 愛媛 高知	高知	900,000	高知	519,000	高知	570,000	高知	369,000	高知	150,000
福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島	熊本	1,125,000	熊本	724,500	熊本	750,000	熊本	600,000	熊本	600,000

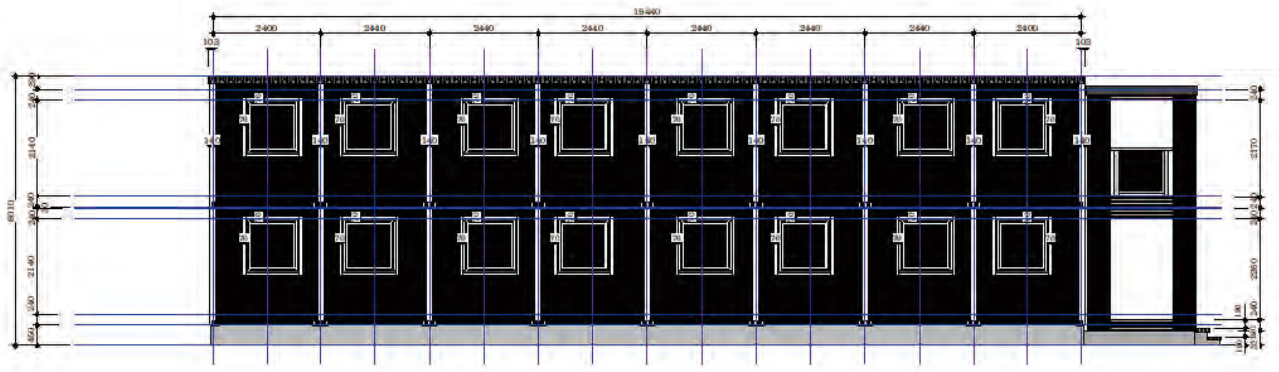
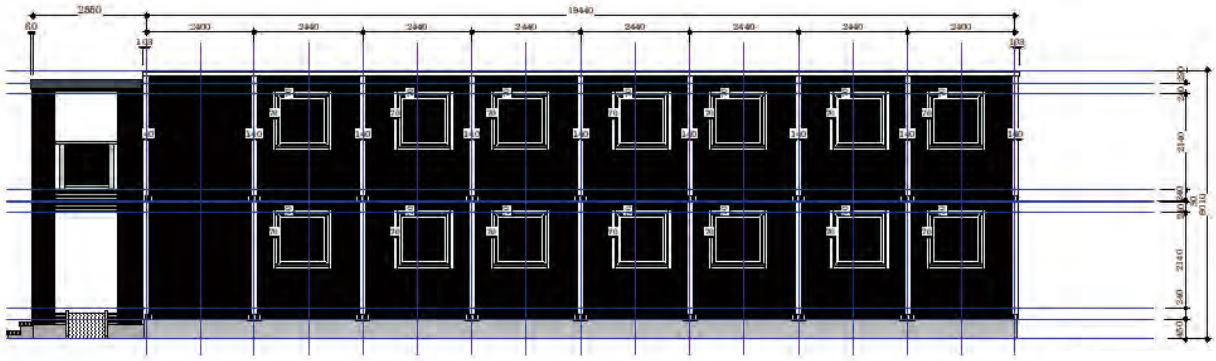
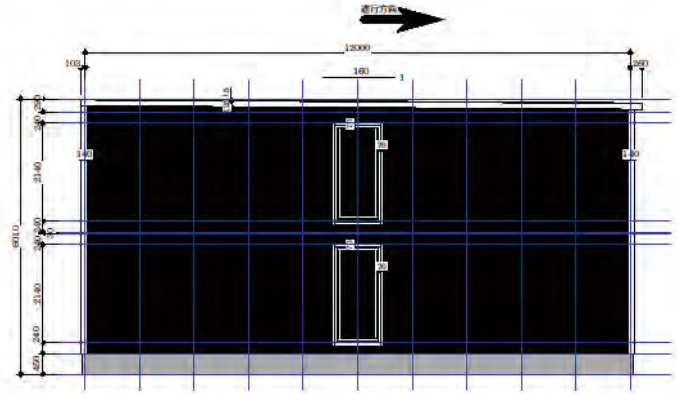
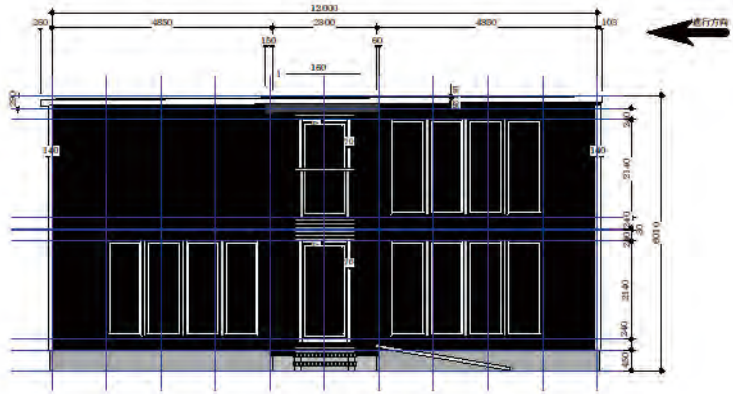
※協会加盟店実例価格表（表示価格は変動する場合がございますので、ご了承ください。）

災害時における避難所の
生活環境改善に関する提案

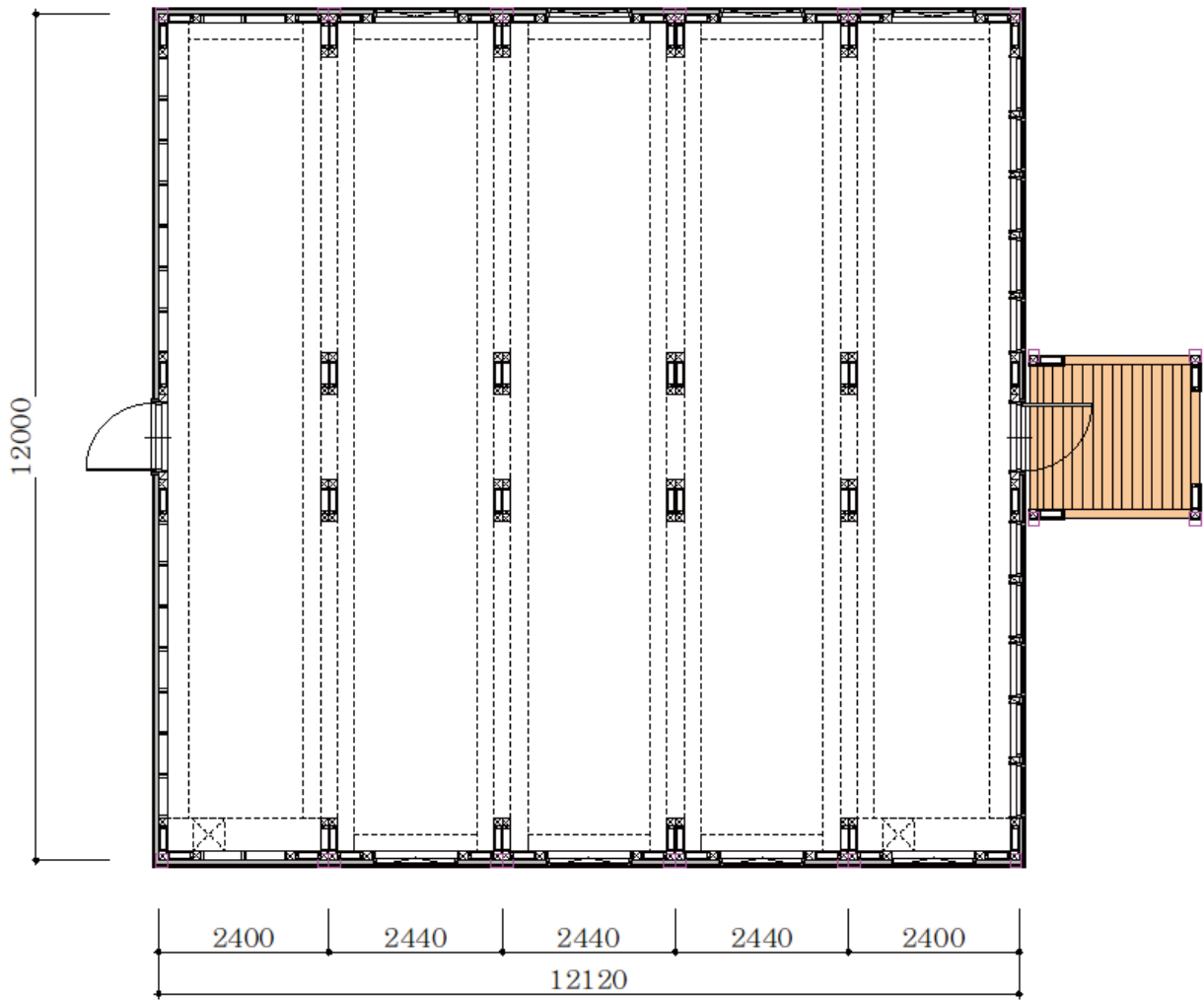
ムービングハウス標準図 8連結2階建て
スケルトンタイプ 459m² 平面図



ムービングハウス標準図 8連結2階建て
 スケルトンタイプ 459㎡ 平面図

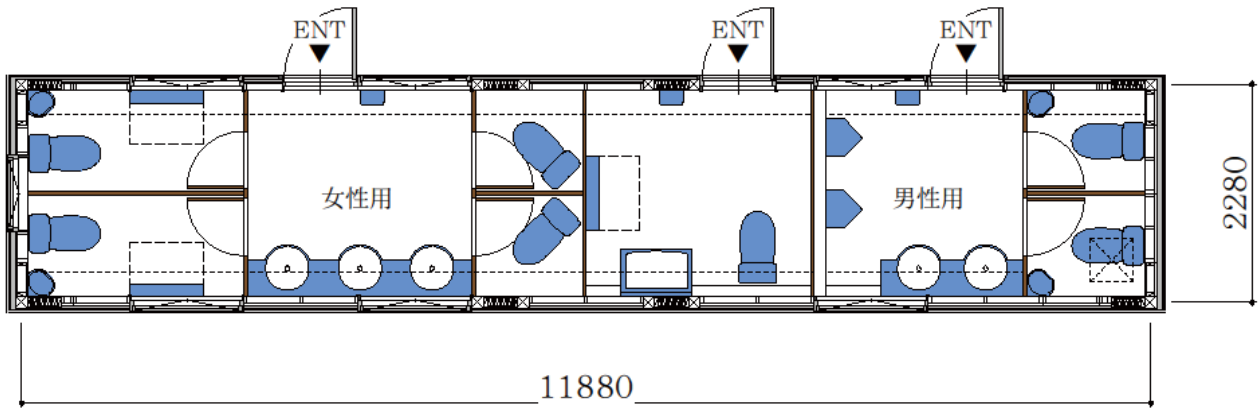


ムービングハウス標準図 5㎡ 連結
スケルトンタイプ 145.5㎡ 平面図

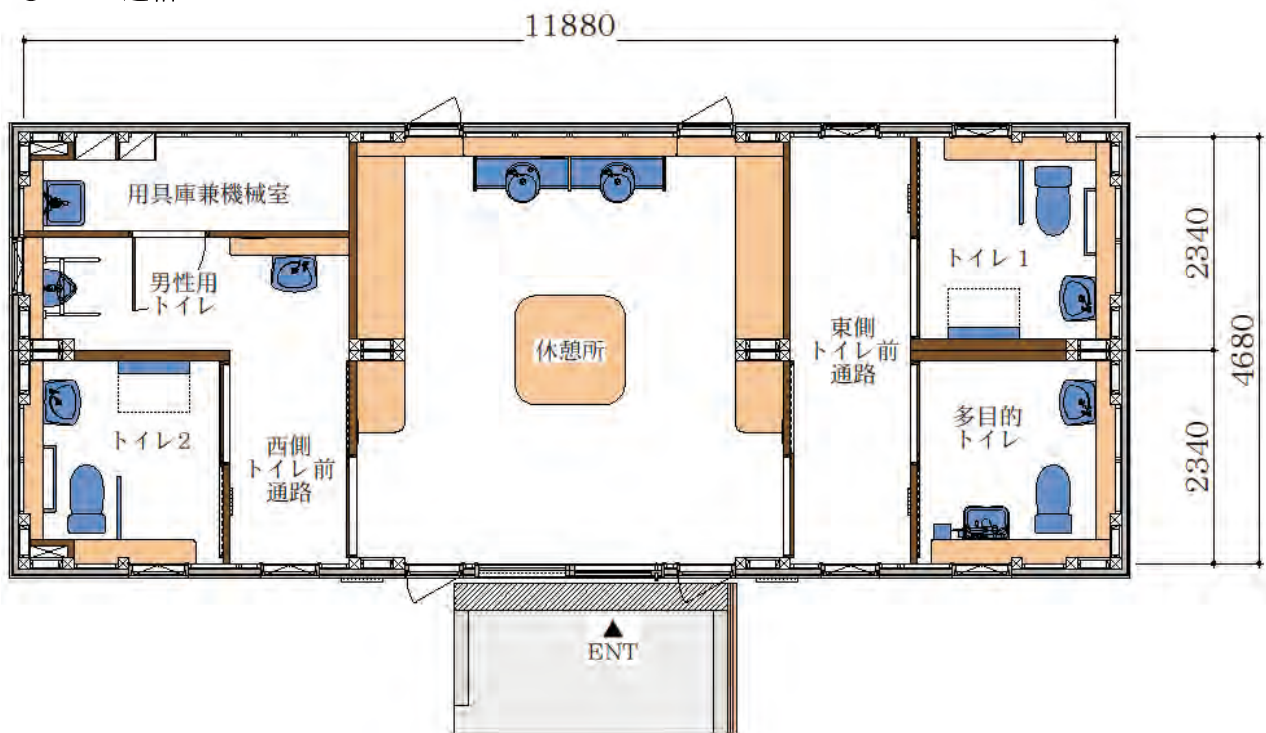


ムービングハウス標準図
 トイレ棟タイプ 27.1㎡、55.6㎡ 平面図

○12mシングル

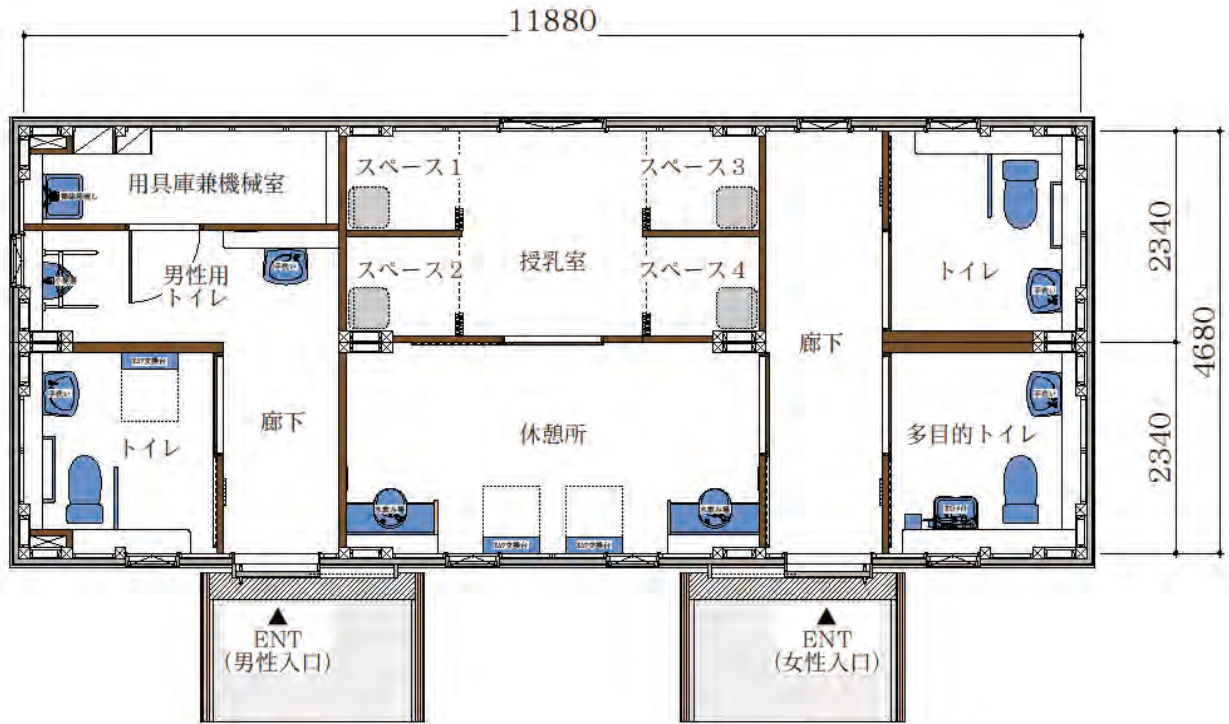


○12m 2連結



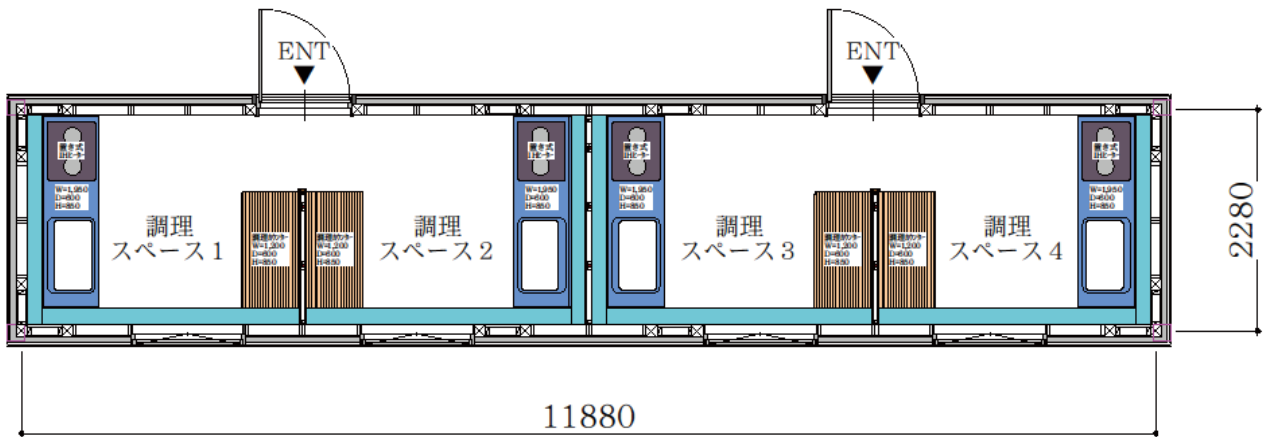
ムービングハウス標準図
授乳室棟タイプ 55.6㎡ 平面図

○12m 2連結

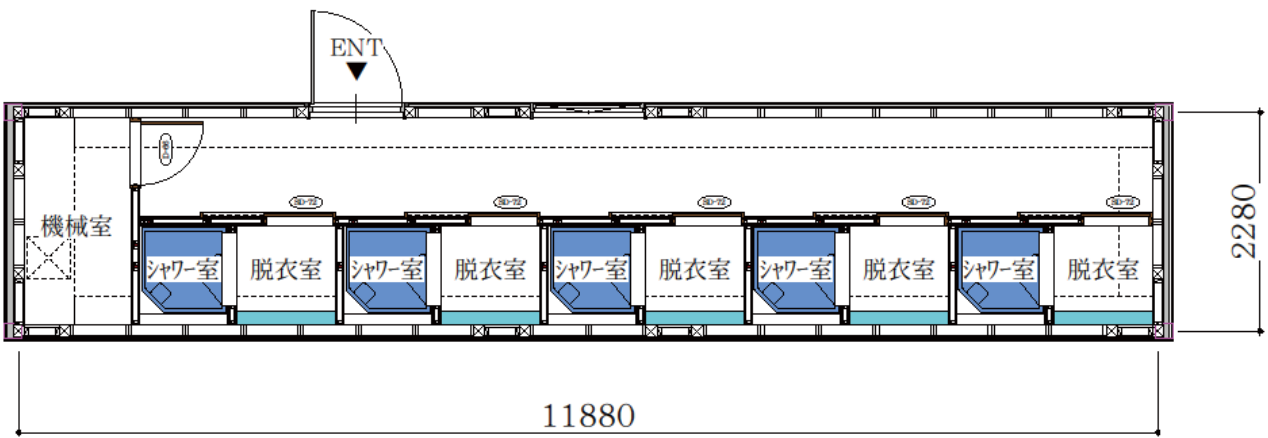
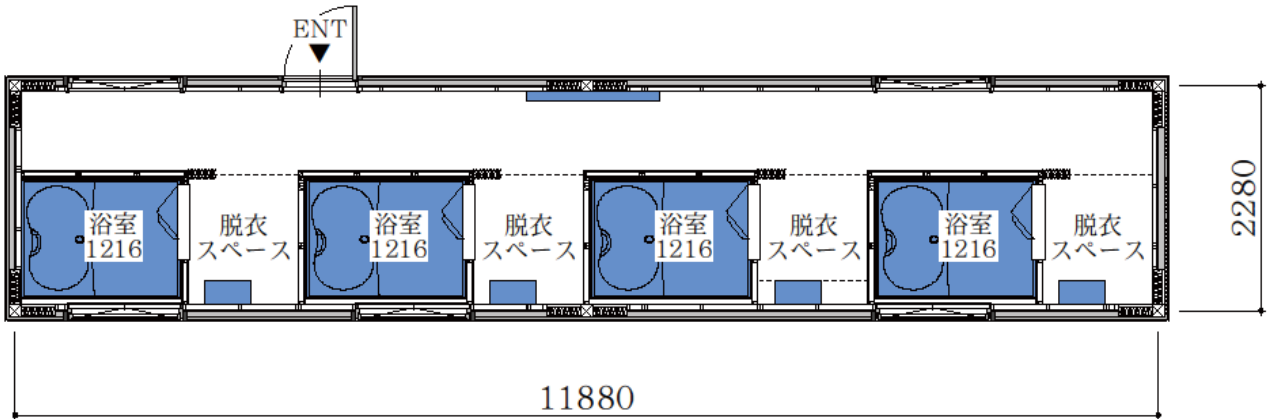


ムービングハウス標準図
調理室棟タイプ 25.4m² 平面図

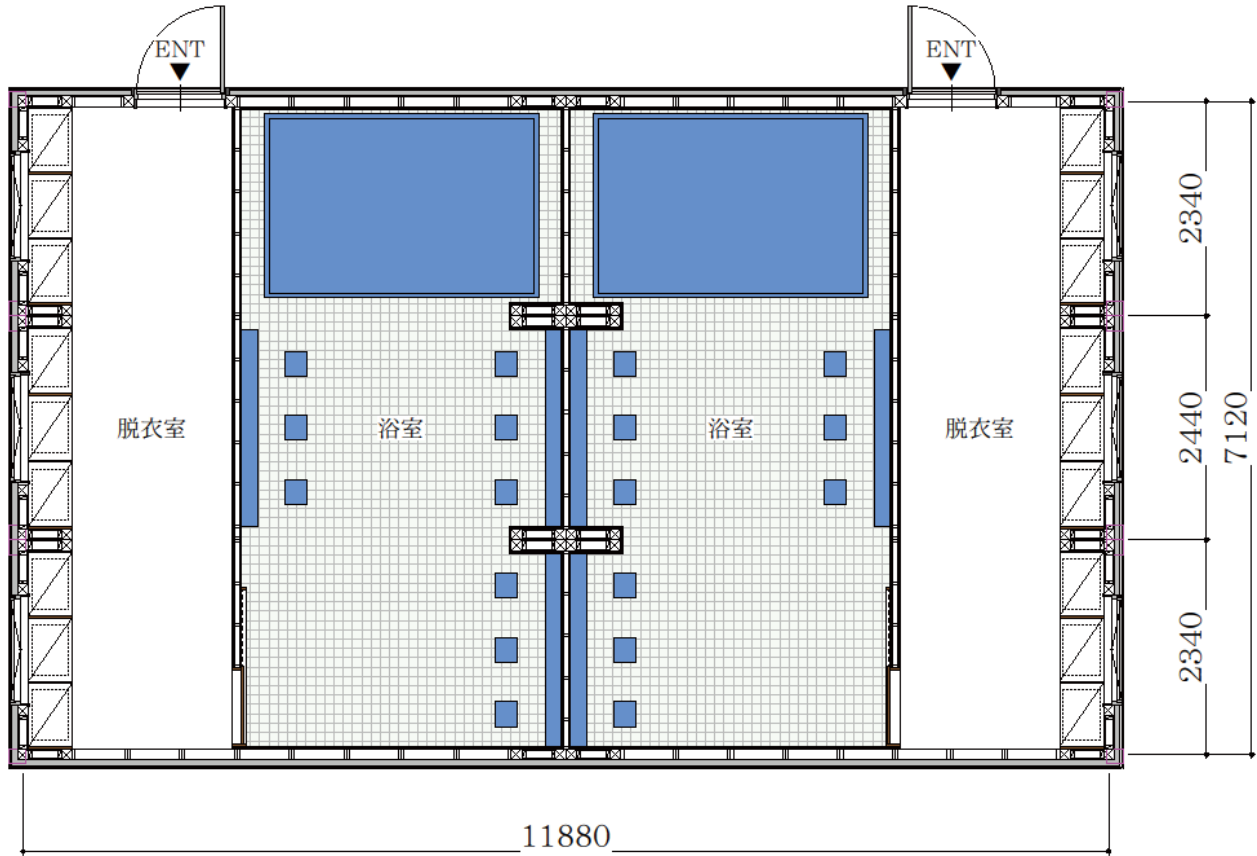
○12m シングル



ムービングハウス標準図
入浴棟タイプ 27.1㎡ 平面図



ムービングハウス標準図
大浴室棟タイプ 84.6㎡ 平面図



避難所施設ユニットレンタル 参考価格表

タイプ	名称	レンタル料 (円/月)	12mユニット数
ホテル棟	12m 8連結2階建てスケルトン※1)	1,358,280	16
5連結	12m 5連結スケルトン※1)	434,720	5
トイレ棟	12mシングルトイレ棟	207,900	1
	12m 2連結トイレ棟	300,300	2
授乳室棟	12m 2連結授乳室棟	300,300	2
調理室棟	12mシングル調理室棟	207,900	1
入浴棟	12mシングル浴室棟	207,900	1
	12mシングルシャワーユニット棟	207,900	1
	12m 3連結大浴室棟	706,860	3

※1. 「スケルトン」…内部造作なし

災害時におけるムービングハウスの
建設に関する協定書

災害時におけるムービングハウスの建設に関する協定書 (救助実施市がない場合)

(趣 旨)

第1条 この協定は、〇〇〇地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅(以下「住宅」という。)の建設に関して、〇〇〇 (以下「甲」という。)が一般社団法人日本ムービングハウス協会(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定するところのものであり、乙が認証した移動式木造住宅(ムービングハウス)のことをいう。

(所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は後に文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があった時は、乙の会員である住宅建設業者(以下「丙」という。)の斡旋その他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建築)

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認した時は、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、災害時等に即応するための連絡体制を相互に整える他、連絡体制表(様式第1号)を作成するものとする。

2 前項の連絡体制表に変更が生じた都度修正するものとする。(会員名簿の提供)

(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は甲に報告するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結から1年とする。ただし、期間満了の30日前までに甲又は乙からの解除の申し出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協 議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲：〒 -

県
知事

乙：〒004-0813

北海道札幌市清田区美しが丘三条10丁目2番15号
一般社団法人日本ムービングハウス協会
代表理事 佐々木 信博

丙：〒

災害時におけるムービングハウスの建設に関する協定書

(救助実施市がある場合)

(趣 旨)

第1条 この協定は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に基づき災害時における応急仮設住宅(以下「住宅」という。)の建設に関して、〇〇〇(以下「甲」という。)及び救助実施市である 市(以下「乙」という。)が一般社団法人日本ムービングハウス協会(以下「丙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(要請の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

2 乙は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は甲に、甲は丙に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 〇〇〇内において、災害救助法の適用を受けた市町村が乙のみである場合は、乙は前2項の規定に関わらず住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接丙に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

4 前項の場合、乙は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は第8条第1項の連絡調整を行う。

(協 力)

第4条 丙は、前条の要請があった時は、丙の会員である住宅建設業者(以下、「丁」という。)の斡旋その他について、可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 丙の斡旋を受けた丁は、第3条の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

2 丁は、前項の住宅建設に当たって、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び同条例に基づく規則を遵守するものとする。

(費用の負担および支払い)

第6条 丁が前条第1項の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙は、丁の住宅建設終了後検査をし、これを確認した時は丁の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、乙においては〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、丙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会担当部とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は甲の調整の下で丙との連絡体制をとるものとする。

2 乙又は丙は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 丙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況について毎年1回甲及び乙に報告するものとする。ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、丙に対して随時報告を求める事ができる。

(会員名簿の提供)

第10条 丙は、本協定に係る丙の業務担当部員名簿及び丙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲及び乙に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるものの他必要な事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、令和 年 月 日(以下「発効日」という。)から適用する。

2 乙が救助実施市の指定を取り消された場合、乙にかかる規定については、失効する。

この協定を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲：〒 -

県
知事

乙：〒 -

市
市長

丙：〒004-0813

北海道札幌市清田区美しが丘三条10丁目2番15号
一般社団法人日本ムービングハウス協会
代表理事 佐々木 信博

丁：〒

ムービングハウス建設要請文及び斡旋文案の一例

(知事等からのムービングハウス建設要請文例)

第 号
令和 年 月 日

一般社団法人 日本ムービングハウス協会
代表理事 佐々木 信博 様

〇 〇 〇 知 事
〇〇 〇〇

災害時におけるムービングハウスの建設について

令和 年 月 日に発生した〇〇〇〇〇〇〇〇により、〇〇県下で約〇〇〇〇戸の住宅が被害を受けました。特に〇〇市においては被害が甚大であり、約〇〇〇〇戸の住宅に被害が発生しております。そのうち、〇〇〇戸が全壊という状況であり、災害救助法の適用を決定しました。

このため、本件は令和 年 月 日に貴協会と締結した「災害時におけるムービングハウス(移動式木造住宅)の建設に関する協定書」第3条に基づき、ムービングハウスの建設業者の斡旋を要請致します。なお、建設場所、戸数、規模については下記の通りですので、各建設場所別の建設業者、戸数を明記してください。

建設場所	〇〇市	地区	戸数	〇〇戸
建設場所	〇〇市	地区	戸数	〇〇戸
建設場所	〇〇市	地区	戸数	〇〇戸
計				〇〇戸

規模 1戸当たり32.2㎡程度

※建設場所、戸数等は変更されることがありますのでその都度協議します。
また、集会所等についても別途協議します。

担当課：〇〇〇〇部〇〇〇〇課
電 話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(代表理事から知事等への斡旋文)

第 号
令和 年 月 日

〇〇〇知事
〇〇〇〇様

一般社団法人日本ムービングハウス協会
代表理事 佐々木 信博

ムービングハウス建設業者の斡旋について

令和 年 月 日に発生した〇〇〇〇〇〇〇〇による〇〇〇内の被災に対して衷心よりお見舞い申し上げます。

この災害に係る令和 年 月 日付〇〇号によるムービングハウスの建設要請につきまして、「災害時におけるムービングハウス(移動式木造住宅)の建設に関する協定書」第4条の規定に基づき、下記の会員もしくは建設業者、協力会社として斡旋致します。

記

【建設場所、建設業者及び建設戸数】

[〇〇市〇〇地区] 〇〇戸

株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
〒 - 〇〇道〇〇市〇〇〇〇

[〇〇市〇〇地区] 〇〇戸

株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
〒 - 〇〇県〇〇市〇〇〇〇

[〇〇市〇〇地区] 〇〇戸

株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
〒 - 〇〇道〇〇市〇〇〇〇

合 計 〇〇戸

【規模】1戸当たり32.2㎡程度

以上

ムービングハウス賃貸契約書の一例

ムービングハウス賃貸借契約書

賃借人_____（以下「甲」という。）と賃貸人_____（以下「乙」という。）との間に建設型応急住宅の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（賃貸借物件等）

第1条 乙は、甲に対し、別表記載の建設型応急住宅一式（以下「賃貸借物件」という。）を貸与し、甲は、これを借り受け、乙に対し、当該賃貸借物件に係る賃借料（以下「賃借料」という。）を支払うものとする。

2 乙は、別表記載の所在地に賃貸借物件を設置するものとする。

（用途指定）

第2条 甲は、賃貸借物件を建設型応急住宅の用に供しなければならない。

（契約期間及び賃貸借期間）

第3条 契約期間は令和 年（ 年） 月 日から令和 年（ 年） 月 日までとする。また、賃貸借物件の賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）は、令和 年（ 年） 月 日から令和 年（ 年） 月 日までとする。

※契約期間＝賃貸借期間+3カ月

（賃借料及びその支払方法）

第4条 賃借料の総額は、_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）とし、甲は、乙から賃貸借物件の引渡しを受けた後、乙の適法な賃借料の支払請求書を受領したときは、当該支払請求書を受領した日から30日を経過する日までに、乙に対し、賃借料を支払うものとする。

2 賃借料には、賃貸借物件の撤去及びその敷地の原状回復に要する費用が含まれるものとし、その金額は、金_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）とする。

3 賃借料の総額については、賃貸借期間中第2条に定める用途に使用するものとして設定しているため、賃貸借期間の短縮による減額は、生じないものとする。

（遅延利息）

第5条 甲は、賃借料を前条第1項に規定する期限までに支払わなかったときは、当該期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、その未支払額について政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣の決定する率で計算して得た金額に相当する遅延利息を乙に支払わなければならない。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(契約の保証)

第6条 乙は、この契約について、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちに保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、金_____円とする。
- 3 第1項の規定により乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金の担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約保証金は、賃貸借物件の撤去及びその敷地の原状回復の完了後、乙の請求により返還する。

(管理義務)

第7条 甲は、賃貸借物件を使用するに当たっては、善良なる管理者の注意をもってこれを管理しなければならない。

- 2 賃貸借物件に不具合が生じたときは、甲は、直ちに乙に報告しなければならない。
- 3 甲は、賃貸借物件の管理をその所在地の市町村に委任することができる。この場合において、甲は、第1項に定める義務を遵守するために必要な措置を講じるものとする。
- 4 乙は、甲から第2項の報告を受けたときは、乙の負担で速やかに修理しなければならない。ただし、不具合の原因が甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。
- 5 乙は、賃貸借物件の不具合、修理等への対応を円滑に行うため、連絡窓口を当該引渡し日から賃貸借期間の満了日まで設置するものとする。この場合において、当該設置期間を延長する必要があるときには、甲、乙協議してその延長する期間を定めるものとする。

(売却の制限等)

第8条 乙は、甲の承認を得ないで賃貸借物件を第三者に売却してはならない。

- 2 乙は、賃貸借物件に抵当権、質権その他甲の賃貸借物件の完全な使用を阻害する権利を一切設定してはならない。

(賃借権の譲渡の禁止)

第9条 甲は、乙の承認がなければ、この契約により生ずる賃借権を第三者に譲渡してはならない。

(賃貸借物件の現状変更)

第10条 甲は、賃貸借物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ乙の承認を受けなければならない。

(修繕義務)

第11条 甲は、善良な管理者の注意を怠り、又は故意若しくは過失により賃貸借物件が消滅し、又は損傷した場合は、遅滞なく自己の費用において修繕しなければならない。

(修理費用の負担)

第12条 前条に定めるもののほか、賃貸借物件の維持管理及び補修については、甲、乙協議して定める。

(違約金)

第13条 乙は、賃貸借物件の納入を遅延した場合は、当該期日から賃貸借物件の引渡しをした日までの日数に応じ、賃貸借物件の金額に年5%の率を乗じて得た額(100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、当該引渡しを遅延した理由が乙の責に帰することができないと甲が認めるときは、この限りではない。

(火災保険料)

第14条 乙は、賃貸借期間中の賃貸借物件に係る火災保険料を負担するものとする。

(契約の解除)

第15条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反したときは、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項に定めるもののほか、甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、乙がこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又はその履行の見込みがないことが明らかになったとき。
- (2) 乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- (3) 乙がこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 乙が〇〇県暴力団排除条例(以下この号において「条例」という。)に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

イ 乙の役員又は使用人(条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下この号において同じ。)が乙若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。

ウ 乙の役員又は使用人が乙の行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、法第2条第6号に規定する暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

(賃貸借物件の撤去)

第16条 甲は、賃貸借期間の終了日までに乙に賃貸借物件の撤去を依頼する旨を通知するものとし、乙は、甲の指定する日までに賃貸借物件を撤去しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、賃貸借期間の終了前に賃貸借物件を撤去する必要がある場合は、乙にその旨を通知するものとし、乙は、甲の指定する日までに賃貸借物件を撤去しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、市町村と協議の結果、賃貸借物件の撤去及び敷地の原状回復が不要となった場合は、賃貸借期間の終了日までに乙にその旨を通知するものとし、乙は、甲の指定する日までにその賃貸借物件の撤去及び敷地の原状回復に係る費用を返還しなければならない。

(損害賠償)

第17条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反した場合又は第15条の規定によりこの契約の全部若しくは一部が解除された場合において、その相手方に損害を与えたときは、当該損害を与えた甲又は乙は、その損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任)

第18条 甲は、引き渡された賃貸借物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合、甲の指定した方法による履行の追完、賃貸借料の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(報告及び調査)

第20条 甲は、賃貸借期間中において必要と認める場合は、乙に対し、この契約に関することについて報告を求め、又はその職員をして調査させることができる。賃貸借期間が終了した後も、同様とする。

2 乙は、甲が前項の規定による調査を行う場合は、帳簿等の提示その他甲の求めに応じるものとする。

(協議)

第21条 この契約に定めのない事項で約定する必要があるとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、解決するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：

県
知事

乙：

『建設型応急住宅「ムービングハウス」の建設に関する取組資料集』

発行日：令和6年8月31日

発行元：一般社団法人日本ムービングハウス協会

〒004-0813 北海道札幌市清田区美しが丘三条10丁目2-15

TEL：011-885-6000

FAX：011-886-3917

URL：<https://movinghouse.or.jp/>
